

高根沢町元気あっぷ計画

高根沢町生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画



令和8年3月

高根沢町

目 次

第Ⅰ編 基本構想

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の構成	2
4 計画の期間	3
5 計画で取り扱う範囲	3

第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題

1 高根沢町の概要	5
2 後期計画の検証～生涯学習推進の主な取組～	10
3 後期計画の検証～スポーツ推進の主な取組～	12
4 後期計画の検証～男女共同参画推進の主な取組～	13
5 高根沢町の現状からみる主な課題	14

第3章 基本理念・方針

1 基本理念	16
2 計画の目標	17
3 施策体系図	18
4 指標及び目標値	19

第Ⅱ編 基本計画

第4章 施策の展開

1 学びを通して 人とつながる 生涯学習	21
2 いつまでも楽しめる スポーツライフ	28
3 共に認め合う 多様な価値観	30

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制	31
2 計画の進捗管理	31

資 料

資料1 計画策定の体制(フロー図)	33
資料2 策定までの経緯	33
資料3 SDGs(持続可能な開発目標)について	34
資料4 根拠法(抜粋)	35
資料5 町民意識調査結果の概要	39
資料6 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果の概要	47

第 I 編 基本構想



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高根沢町では、令和3年10月に「高根沢町元気あっぴ計画後期計画（高根沢町生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画）」を策定し、『未来につながる 人づくり まちづくり』を基本理念に生涯学習の推進を図ってきました。

しかし、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の多様化、あらゆる分野におけるデジタル化が進むなど、町民を取り巻く社会環境は急激に変化しています。このような環境において、健康で生きがいのある生活を送るためには、地域と関わりを持ち、生涯にわたって学び続け、時代の変化に応じた知識や技術等を習得できる生涯学習を推進する必要があります。

このようなことから、「高根沢町元気あっぴ計画」は、「高根沢町地域経営計画 2026」及び「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」の目標達成に向けて必要な施策を示し、学びを通じた人づくりを推進するために策定します。

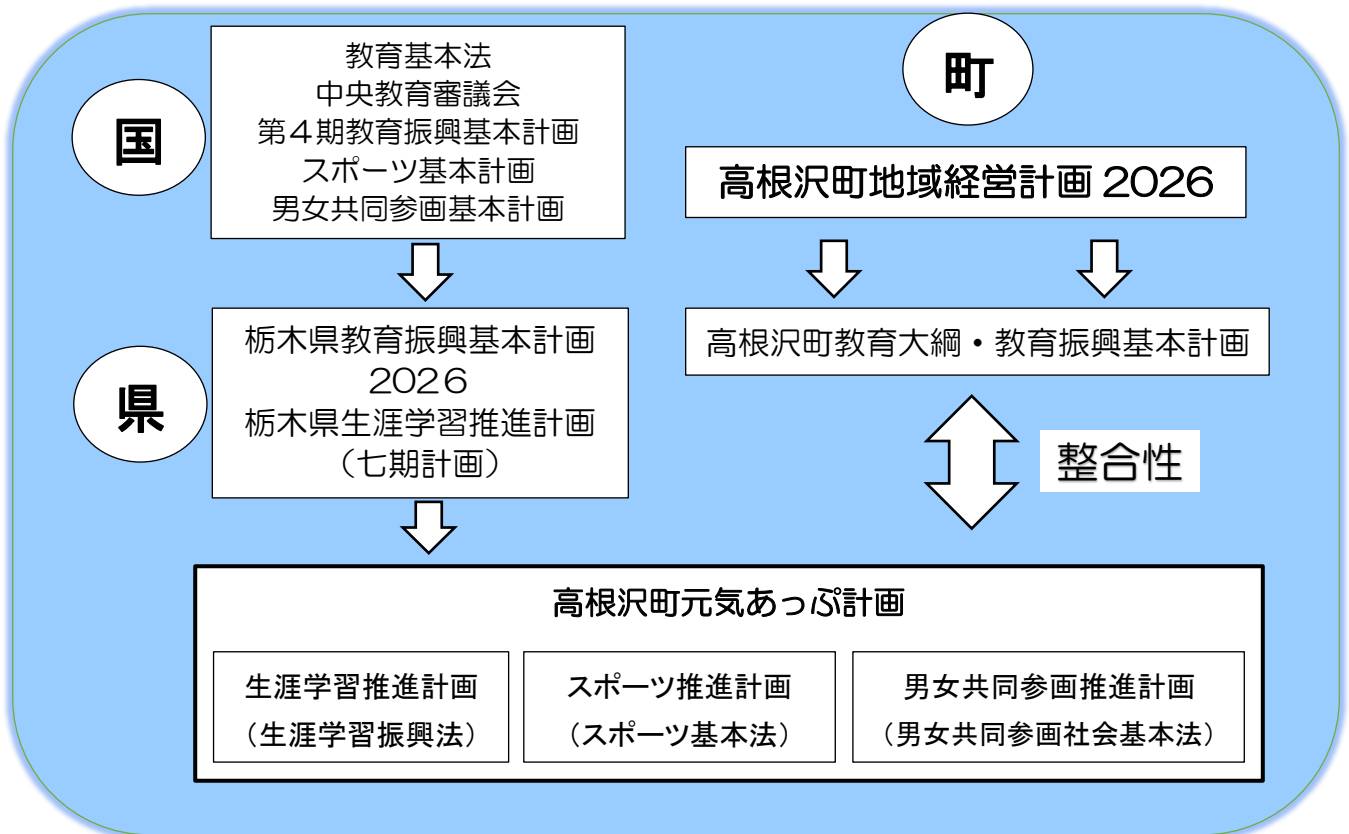
2 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本指針を定める「高根沢町地域経営計画 2026」を上位計画とし、生涯学習・スポーツ・男女共同参画の3つを総合的・計画的・体系的に推進するための計画として位置づけます。

生涯学習・スポーツ・男女共同参画の3つの計画については次のように位置づけます。生涯学習においては、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（以下「生涯学習振興法」という。）」に基づく「栃木県生涯学習推進計画」と緊密に連携する「高根沢町生涯学習推進計画」として、スポーツにおいては、「スポーツ基本法」に基づく「高根沢町スポーツ推進計画」として、男女共同参画においては、「男女共同参画社会基本法」に基づく「高根沢町男女共同参画推進計画」としてそれぞれ位置づけます。

また、本計画は「国の教育振興基本計画（第4期）」や「栃木県生涯学習推進計画（七期計画）」、「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」などの、国、県、町の計画をはじめ、生涯学習と関連が深い各種計画との整合や連携も図っていきます。

◆関連計画との関係図◆



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

(1) 基本構想

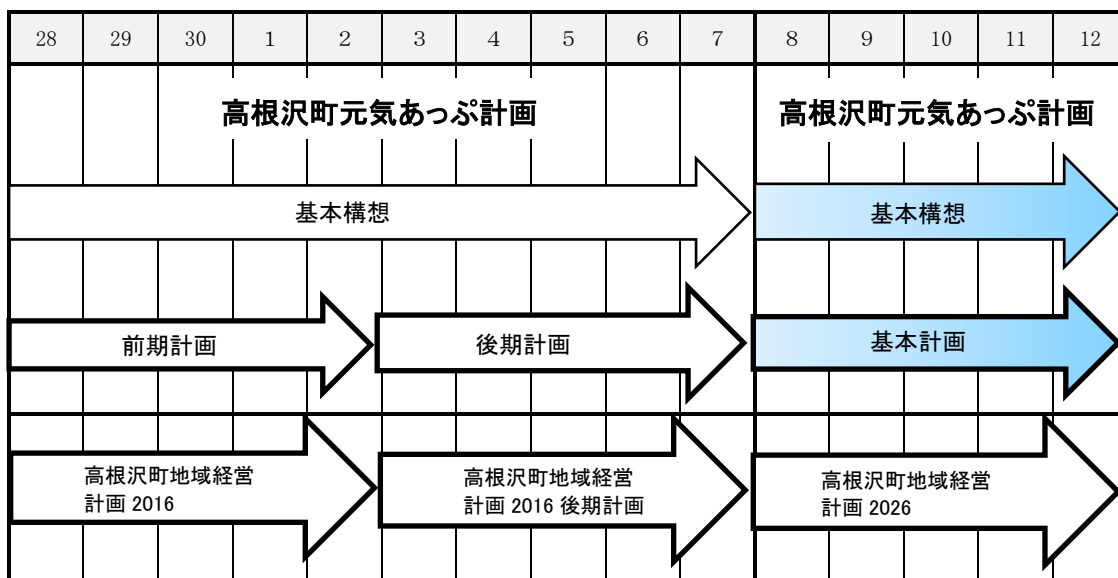
「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題」、「第3章 基本理念・方針」で構成し、本計画策定の概要、生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進の方向、方針を定めます。

(2) 基本計画

「第4章 施策の展開」、「第5章 計画の実現に向けて」で構成し、基本構想に基づき、今後の施策の展開と計画実現のための方針を定めます。

4 計画の期間

本計画の基本構想・基本計画は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画とします。



5 計画で取り扱う範囲

(1) 生涯学習とは

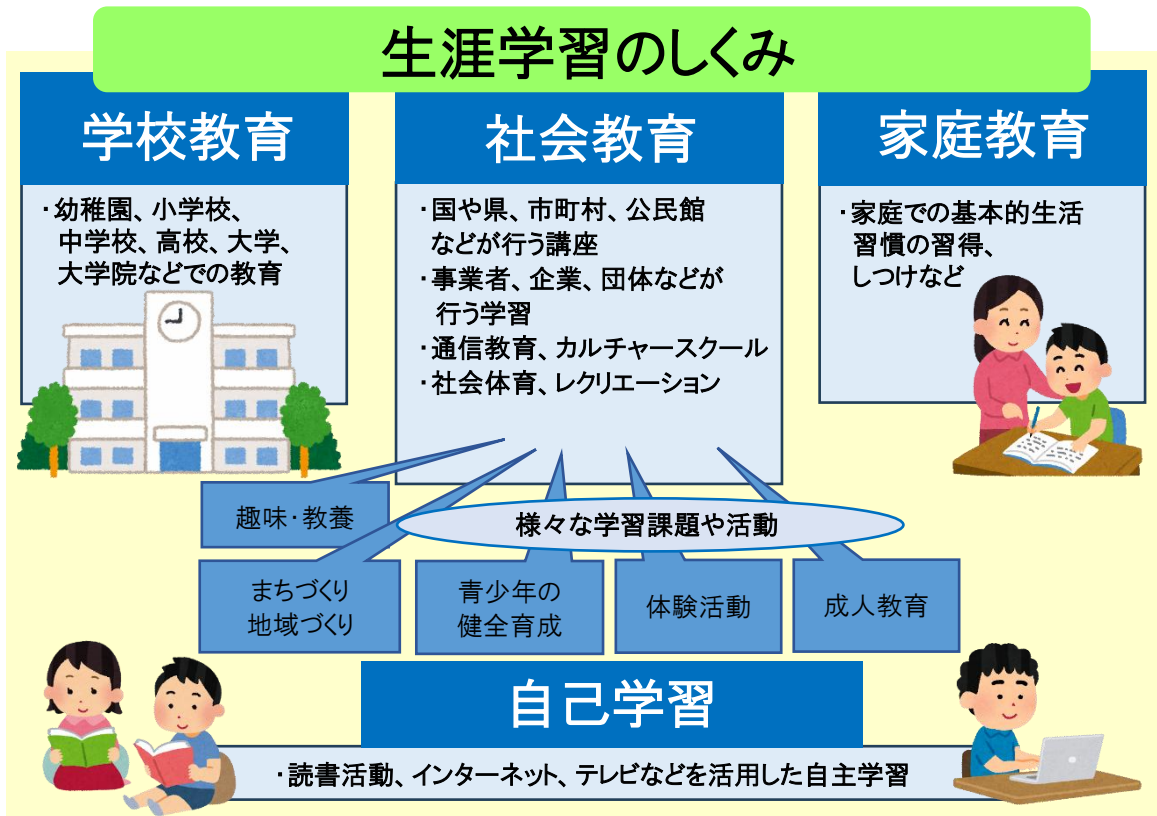
生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもので、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段や方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

生涯学習には、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動や社会貢献活動等の中で行われる、あらゆる学習活動が含まれます。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

生涯学習社会の実現を目指すためには、第一に、人々が自ら学習しようとする意欲を高め、自ら学んでいくことができる力を育成していく必要があります。第二に、社会の様々な教育的機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備し、学習の機会や学習の成果を生かす場の更なる充実を図る必要があります。

生涯学習の概念は次のように表すことができますが、生涯学習社会の実現に向けては、学校教育、社会教育、家庭教育の3つが、連携しながら取り組んでいくことが重要です。



(2) スポーツとは

「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、・・・・」と謳われています。

本計画で取り扱うスポーツとは、学校教育、社会教育の場、また、地域社会で行われる運動競技、身体活動、並びに自主的に個人で行う運動競技、身体活動であり、乳幼児から高齢者までのあらゆる年代での生涯スポーツを対象とします。



(3) 男女共同参画とは

「男女共同参画社会基本法」の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」ことが、男女共同参画の実現であると謳われています。

本計画では、お互いの人権や多様性を認め、理解し合い協力し合えるよう、家庭・学校・地域・職域など社会のあらゆる分野、乳幼児から高齢者までのすべての年代を対象とします。



第2章 生涯学習を取り巻く現状と課題

1 高根沢町の概要

(1)沿革

高根沢町（以下「本町」という。）は、昭和33年4月1日に北高根沢村と阿久津町が合併して誕生しました。古くから関東平野を代表する米所として知られてきましたが、今日では都市化が進展し、人と自然が程よく調和する町として発展を続けています。

(2)位置

本町は、県都宇都宮市の約12km北東に位置しており、東は丘陵を境に那須烏山市、西は鬼怒川を挟んで宇都宮市、南は芳賀町、北はさくら市に接しています。町の西端には国道4号とJR宇都宮線が縦貫しており、約100kmの距離にある首都東京には、鉄道で宇都宮駅から東北新幹線で45分、自動車であれば東北自動車道を利用して120分で到達するという、恵まれた地理的条件にあります。

(3)地理

地勢は大きく4つに区分され、東端は八溝山系の丘陵台地が南北に走り、中山間的な農村地域になっています。また、ゴルフ場が点在するほか、温泉を有する観光交流拠点施設「道の駅たかねざわ 元気あっぷむら」があります。

中央部は平坦で広大な水田地帯で、このほぼ中央部にある町民広場には、令和10年度を目途に新庁舎及び文化・スポーツ複合施設を整備します。さらに、西部台地にはJR宝積寺駅を中心に商店街や住宅地が広がり、その南には情報の森とちぎ、宮内庁御料牧場、芳賀・高根沢工業団地等が連なっています。なお、情報の森とちぎでは、研究開発型を中心とした企業が、芳賀・高根沢工業団地には自動車関連企業が操業しています。また、町の西端には鬼怒川が南流し、その東沿岸是水田が広がっています。

気候は、内陸性の特徴を有しており、令和5年の年間平均気温は15.4℃、年間降水量は1,277.0mmで積雪は少なく、おおむね温暖で生活しやすい地域です。また、土地利用の状況は、町の総面積7,087haの内、農地が3,970haで総面積の56.0%を占め、その98.8%が水田となっています。なお、山林率は開発の進展に伴って低下し、現在は6.44%に過ぎません。

◆高根沢町の位置◆



(4) 人口と世帯

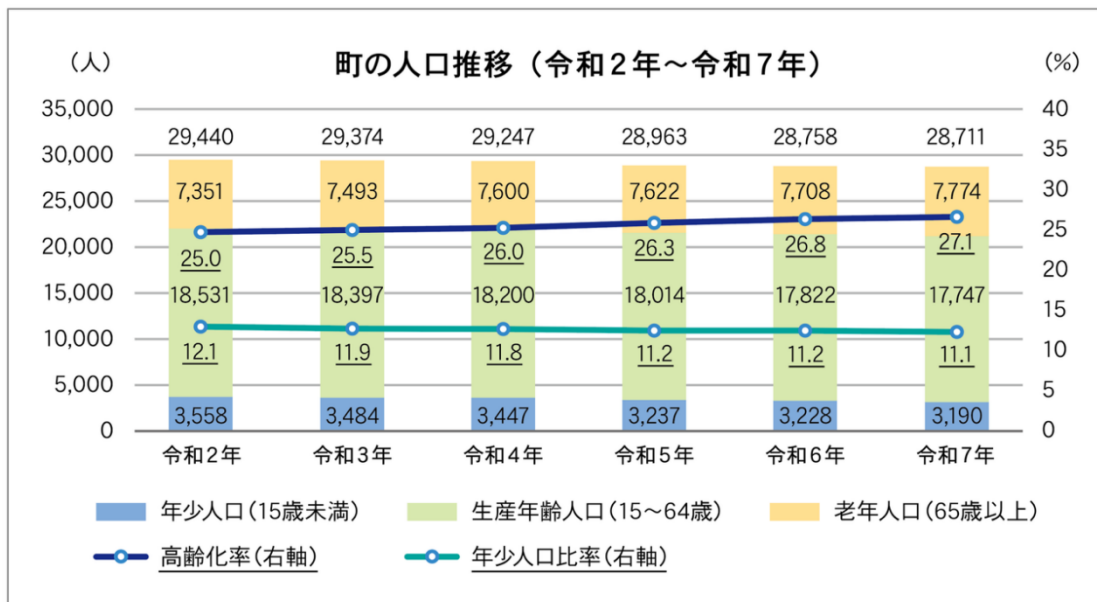
本町の人口は平成 25 年までは 3 万人台を維持してきましたが、平成 26 年には 2 万人台となり、その後も緩やかに減少し、令和 7 年には 28,711 人となっています。

年齢別に見ると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあります。老年人口は増加傾向にあり、本町においても少子高齢化が進行しています。

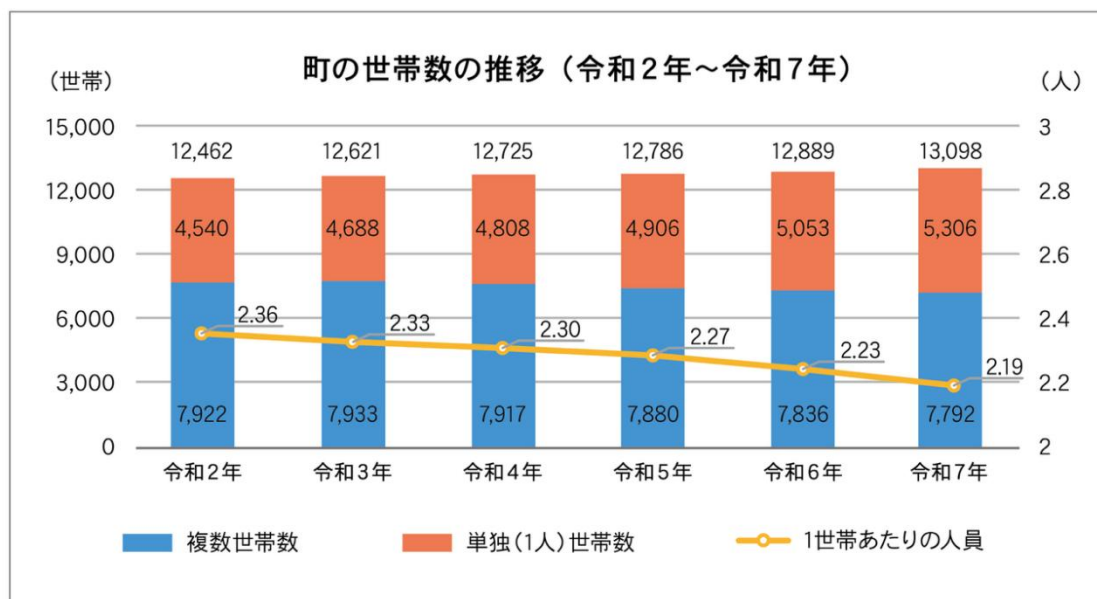
また、世帯数は増加傾向にあり、令和 2 年には 12,462 世帯でしたが、令和 7 年には 13,098 世帯となり、636 世帯の増加となっています。

本町の総世帯数に占める単独（1 人）世帯数の割合は県内でも高い水準にあり、令和 2 年には 4,540 世帯だったものが、令和 7 年には 5,306 世帯となり、こちらも増加傾向にあります。

1 世帯あたりの人員は、令和 2 年には 2.36 人でしたが、令和 7 年には 2.19 人となり、世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

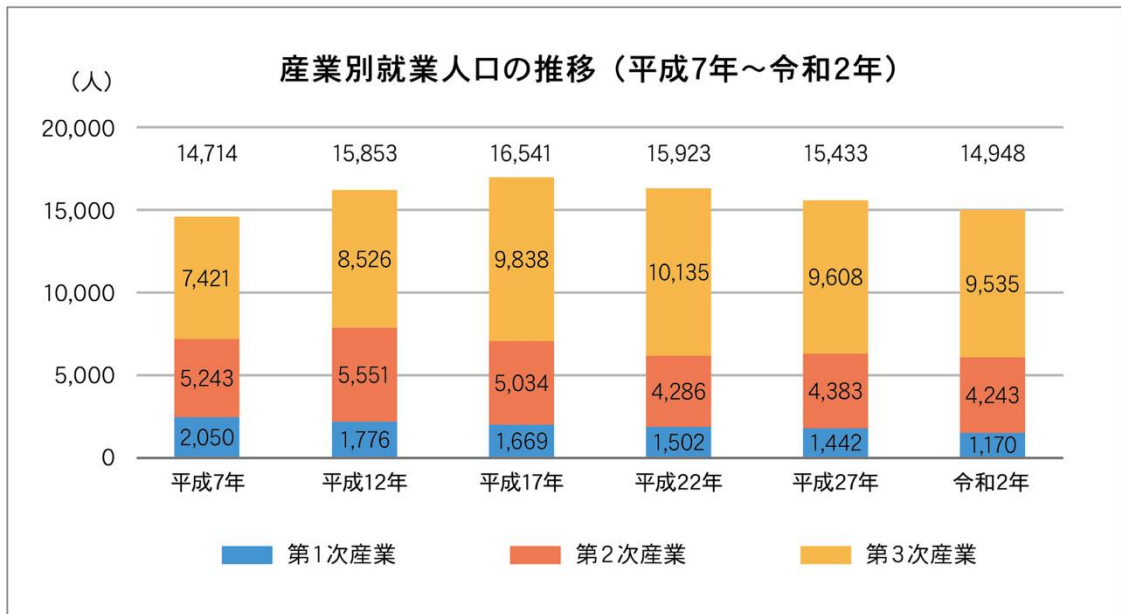


資料：高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

(5) 就業構造

本町の令和2年における総就業者数は14,948人であり、産業分類別に見ると、第1次産業が1,170人、第2次産業が4,243人、第3次産業が9,535人となっています。

本町全体の就業率及び第3次産業就業率は、県内でも高い水準にあります。



資料：総務省「国勢調査」

(6) 教育・文化環境の概要

令和7年度の本町の教育施設は、私立幼稚園が1か所、小学校が6か所、中学校が2か所、高等学校が1か所あり、大学・短大、専門学校等はありません。また、保育園は、公立が2か所、私立が8か所あります。

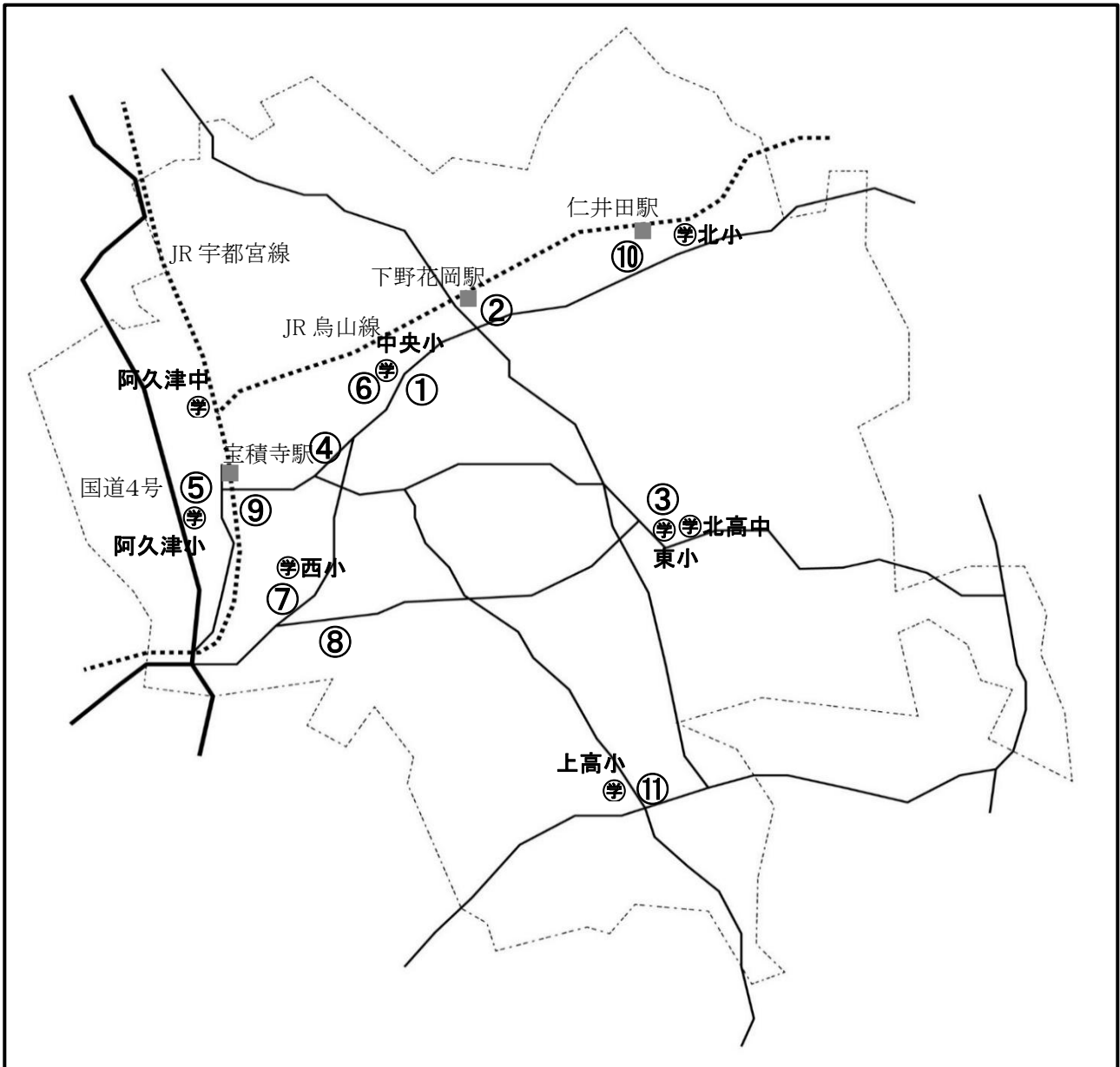
その他、図書館、グラウンドが3か所、児童館、体育館が2か所、歴史民俗資料館、武道館、テニスコートがそれぞれ1か所あります。また、町民の文化活動の場、交流の場として「エコ・ハウスたかねざわ」「宝積寺タウンセンター」があります。

◆生涯学習・スポーツ施設について◆

施設名	主な施設内容
町民広場	陸上競技場（400mトラック）、野球場（陸上競技場内に2球場、専用球場1球場）、ゲートボール場
歴史民俗資料館	展示室1・2、収蔵展示室、本屋
麒麟体育館 ※	アリーナ、武道場
麒麟運動場	野球場1面またはサッカー場1面
武道館	剣道・空手道場、柔道場
石末運動場	ソフトボール場2面またはサッカー場1面
児童館みんなのひろば	タンタンルーム、わんぱくルーム、ちえルーム、ひだまりの部屋、図書コーナー
児童館きのこのもり	ホール、薪ストーブ、クライミングドーム、図書コーナー、空中トンネル、すべり台、ボールプール（幼児用）
宝積寺タウンセンター	大会議室、日本間、調理室
エコ・ハウスたかねざわ	展示情報室、エコアクションルーム、調理室、研修室、談話室、環境学習室
情報の森テニスコート場	テニスコート2面
図書館（中央館）・公民館 ※	アートホール、会議室、研修室（和室）、調理室、カルチャールーム、レファレンス学習室
図書館仁井田分館	大集会室
仁井田体育館	アリーナ、スカッシュコート
図書館上高根沢分館	多目的ホール、集会室（和室）、カルチャールーム（実習室）

※新庁舎・複合施設整備期間中（令和7年度から令和10年度まで）は、施設の（一部）利用を停止しています。

◆生涯学習・スポーツ施設の位置◆



番号	施設名	番号	施設名
①	町民広場(歴史民俗資料館)	⑧	エコ・ハウスたかねざわ
②	キリン体育館 ※		情報の森テニスコート場
	キリン運動場	⑨	図書館(中央館)・公民館 ※
③	武道館	⑩	図書館仁井田分館
④	石末運動場		仁井田地区コミュニティセンター
⑤	児童館みんなのひろば		仁井田体育館
⑥	児童館きのこのもり	⑪	図書館上高根沢分館
⑦	宝積寺タウンセンター		上高根沢地区コミュニティセンター

※新庁舎・複合施設整備期間中(令和7年度から令和10年度まで)は、施設の(一部)利用を停止しています。

2 後期計画の検証～生涯学習推進の主な取組～

(1) 青少年の健全育成に関わる結果について

○たんたん探検隊の参加者数の推移 (単位:講座/人)

年度	R3	R4	R5	R6
講座数	31	32	56	43
参加者数	327	474	790	488

町内の小・中学校を対象とした「夏休みたんたん探検隊」は、毎年多くの参加者を集めています。また、多くの団体、関連施設、企業と連携を図ることができています。

今後は、各講座のアンケートを講師の方にフィードバックする機会を充実させ、自身の学びを活かすことの達成感を感じてもらったり、新たな課題に気付いてもらったりすることを通して、より一層生涯学習に対する意欲を高めていけるようにしていきます。

(2) 学校支援地域本部事業の運営並びに設置について

○高根沢町各学校の学校支援地域本部(令和6年度時点) (単位:人)

年度	阿久津小	中央小	東小	上高小	北小	西小	阿久津中	北高中
設置年度	H29	H27	H30	R1	H30	R1	R1	R1
地域コンシェルジュ	2	3	3	3	4	3	2	2
ボランティア	50	45	46	40	52	46	30	20

学校と地域が連携した学校教育活動の支援体制づくりを推進することにより、大人と子どもが交流する場の設定、住民等の生涯学習活用機会の拡充及び地域教育力の活性化を図ることを目的として、学校支援地域本部を町内全ての各小中学校に設置しています。また、学校側の窓口である地域連携教員と地域側の窓口である地域コンシェルジュの連携を図りながら、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に取り組んでいます。今後さらに、様々な研修に地域コンシェルジュや地域連携教員が参加することで、地域とのつながりの大切さを学び、発信する機会を設定していきます。

(3) 文化芸術に関わる結果について

○歴史民俗資料館の利用者数の推移 (単位:回/人)

年度	R3	R4	R5	R6
企画展数	10	10	10	10
入場者数	8,139	8,294	11,134	11,741

高根沢町の文化芸術や産業に関する作品・資料展などの歴史民俗資料館企画展を開催し、町の文化芸術について関心を持ってもらい、町の歴史についても親しむ機会を作ることができました。また、資料館イベントとして、伝統文化を学ぶ講座等も開催し、幅広い世代層からの参加がありました。

今後は、減少傾向にある文化芸術活動を行う個人や団体を支援するため、文化芸術に触れ合う機会となる作品展示や発表をする場をさらに提供していくことが必要です。

(4) 図書館の利用に関わる結果について

○ 図書館の貸出冊数の推移

(単位:冊)

年度	R3	R4	R5	R6
中央館	248,333	269,153	261,926	249,683
仁井田分館	45,447	53,892	51,830	51,215
上高根沢分館	40,287	47,545	44,501	43,141
電子図書館	1,976	1,707	2,083	3,018

図書館では、常に豊かな蔵書環境を整えるよう努め、3館ある図書館それぞれに特色の違う取組を行ったり、乳幼児から大人まで本に親しむことができる展示の工夫やイベントの開催を行ったりしてきました。

今後は、乳幼児から大人までそれぞれの発達段階やニーズに合った読書活動の啓発や環境づくりに努め、小中学校とも連携を図りながら電子図書館の拡充などに取り組んでいきます。また、情報活用センターとしての取組としては、イベントの周知をHP、SNS等を通して広く周知できるように工夫していきます。

(5) 施設の利用に関わる結果について

○生涯学習・スポーツ施設の利用者数の推移

(単位:回/人)

年度	R3	R4	R5	R6
使用回数	6,406	9,040	9,521	9,500
使用人数	87,405	130,090	151,896	151,422

※生涯学習・スポーツ施設とは、次の12施設のことを示します。

農村環境改善センター、町民ホール、陸上競技場(野球場)、石末運動場、情報の森テニスコート場、農業者トレーニングセンター、多目的運動場(ゲートボール場、テニスコート)、武道館、弓道場、キリン体育館、キリン運動場、宝積寺タウンセンター

年間を通して様々な団体が各施設を活用した生涯学習を行っており、利用者が常に気持ちよく活動できるように、各施設等を計画的に改修及び修繕をその年度ごとに速やかに実施することができました。

しかし、多くの施設が経年劣化しており、大規模改修等が必要な時期を迎えていることから、今後の各施設のあり方を踏まえ町の財政状況に見合う実効性のある改修等を実施し、生涯学習や地域活動拠点として安全に活用していただく必要があります。

また、新庁舎・複合施設整備に伴う社会教育・体育施設の利用停止により、利用可能な施設が限定されることから、新庁舎・複合施設の整備期間は団体等の活動維持のため、既存施設の有効利用が課題となります。

3 後期計画の検証～スポーツ推進の主な取組～

(1) スポーツを楽しもう

○高根沢町元気あっぷハーフマラソン大会参加者数の推移 (単位:人)

年度	R3	R4	R5	R6
参加者数	中止	中止	1,470	1,772

町民のスポーツに親しむ機会として、歴史のある「高根沢町元気あっぷハーフマラソン大会（日本陸連公認）兼長距離走大会」を開催していますが、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大会開催を中止しました。4年ぶりの開催となった令和5年度は、感染予防対策として種目ごとに居住地を限定した上で参加者の募集を行いました。コロナ禍以前の令和元年度から比較すると半数以上の減少となりました。令和6年度には新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため、従来どおり居住地制限をせずに募集を行なった結果、前年比で約300人の増加となりました。

大会の招待選手として箱根駅伝等で活躍する青山学院大学と東海大学の陸上競技部の選手たちが参加することや、ハーフマラソンの日本陸連公認コースであることは、参加者にとって大きな魅力となっています。

今後は、小中学生を中心に参加者の増加を目指すとともに、新庁舎等供用開始後の運営・開催方法について検討していくことが課題となります。

(2) スポーツで心身を鍛えよう

○高根沢町スポーツ協会会員数(指導者も含む)の推移 (単位:人)

年度	R3	R4	R5	R6
会員数	538	528	451	378

町内で活動する団体(町スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ)の各スポーツ教室・大会開催の支援を継続してきました。

現状、町スポーツ協会会員数は年々減少傾向にありますが、今後も、町スポーツ協会等による指導者、競技者向けの講習会または教室を開催し、町内のスポーツ団体の育成を図るとともに後継者を繋いでいくことで、町スポーツ協会会員を確保していきます。

また、「町民ひとり1スポーツ」を目標にしながら、個々の体力づくりや健康づくりを推進し、スポーツを通じて競技力を向上させるとともに、自己管理能力やコミュニケーション能力などの社会的なスキルを育てていきます。

4 後期計画の検証～男女共同参画推進の主な取組～

(1) 男女共同参画の啓発活動について

○男女共同参画事業に関する参加者数の推移 (単位:人)

年度	R3	R4	R5	R6
料理教室等	4(1回)	16(3回)	41(4回)	30(4回)
講演会	中止	38	53	59

男性の家事の家庭参画への取組として、料理や整理収納等を習得できるよう、料理教室等を実施しました。また、町女性団体連絡協議会が主催する「みんなのつどい」を共催し、男女共同参画に関する講演会を開催して、男女共同参画への理解を深め推進していくための事業を実施しました。

令和5年度まで実施していた男性向け料理教室等の参加者は、子育て世代の男性をターゲット層としていましたが、働いている男性の参加は休日の開催でも難しい状況でした。県では家族が共に家事をする「とも家事」を推進しており、町も令和6年度から「とも家事講座」を実施しています。今後も男性が家事・育児を家族と共に行えるよう事業展開をし、充実させていきます。

講演会の開催については、男性の参加が少ないため、男性にも多く参加してもらえるよう積極的に周知をしていきます。



5 高根沢町の現状からみる主な課題

今回実施した町民意識調査結果により、今後の生涯学習・スポーツ・男女共同参画の推進上の課題として、次のようなことが挙げられます。

(1) 生涯学習推進の課題

① 町民のニーズに対応した学習機会の提供

町民が求める生涯学習の内容は、性別や年代等で異なり、広範囲かつ多岐にわたり、生涯学習に対するニーズは多様化しています。

したがって、今後は、より一層多様化している町民のニーズに対応した学習機会の提供と新たな学習者の掘り起こしを進めていく必要があります。

また、町民が活動に参加したくても、「希望する講座や教室がない」、町の施設の「使える時間帯、曜日が合わない」といった回答が多く寄せられていることから、町民の生活時間に沿った町の施設利用・運営、また、町民が参加したくなるような学習活動・イベントを検討していくことも必要です。

② 様々な学習情報の発信

様々な生涯学習活動のメニューを用意し、町民の参加を促していますが、情報が届いていないことが伺われます。

そのため、今後は、学習活動において必要とされる各種情報について、関係部署が連携し、生涯学習に関する情報を収集・整理し、効果的な情報提供手段を用いて町民へ届けていく必要があります。

③ 図書館を核とした学習活動の推進

3か所の図書館を整備し、本の貸出しは県内でも有数の実績を挙げています。また、図書館を活動の場として、様々な生涯学習も展開されています。

このように図書館活動が本町の教育・文化活動の特徴となっていることから、今後も図書館を核に、積極的な各種生涯学習活動の展開が求められています。

④ 読書環境の整備

3か所の図書館は、乳幼児から大人までが本に親しむことができる環境整備を推進しています。今後は、学校図書館においても、児童生徒の読書率をさらに高めていくため、読みたいと思う本を常に加えたり、学習に対応できる蔵書数を確保したりする必要があります。また、タブレット等を活用した電子図書やデジタルコンテンツの充実を図ることや、児童生徒が落ち着いて読書に親しんだり調べ学習等を行ったりすることができる環境を整えていく必要があります。

(2) スポーツ推進の課題

① 無理なく取り組みやすいスポーツ活動の推進

この1年間でスポーツ活動を実施した方は約半数を下回っており、心身の健康のためには、年齢や体力、生活スタイル等に応じた運動習慣の定着が不可欠です。「ウォーキング」や「ラジオ体操」など、日常生活の中に取り入れやすく負担の少ない運動を継続的に取り組めるプログラムを提供していく必要があります。

② 働き盛り世代のスポーツ活動参加の促進

30～50代の働き盛り世代では、「仕事や家事が忙しくて時間が取れない」ことが主な不参加理由となっており、運動不足による健康リスクが懸念されます。生活に潤い、ゆとりを持ち、心身の健康を保つためにも、スポーツは重要であり、これらの年代のスポーツ参加を促進することが必要です。

③ 町民がスポーツに親しむイベントの企画・開催

今後、参加してみたいスポーツイベントとして、最も回答が多かったのが「初心者を対象としたスポーツ教室・イベント」です。

そのため、広く町民を対象とした初心者向けの、また、レクリエーションとしての様々なスポーツイベントの企画・実施が求められています。

(3) 男女共同参画推進の課題

① 多様な場面におけるジェンダー平等意識の醸成

学校教育の場では、一定の平等意識が育まれている一方で、家庭・職場・政治などの社会的領域では、男女の役割分担について社会通念・慣習・しきたりなどが根強く残っています。男女共同参画の理念を社会全体に浸透させるためには、継続的な啓発活動が不可欠です。

② 女性の社会参画と活躍の支援体制の整備

家庭内の家事・育児負担の偏りや、職場における就業条件の格差など、女性が社会で活躍する上での障壁が依然として存在しています。男女が対等に活躍できる環境整備が必要です。

③ 個人の意識改革と生活様式の見直しの促進

制度や仕組みの整備だけでは不十分であり、個人の意識やライフスタイルの変革が求められています。性別にとらわれない価値観の醸成と、日常生活の中での実践が重要です。

第3章 基本理念・方針

1 基本理念

本計画は、「未来につながる 心豊かな 人づくり」を基本理念に掲げます。

本町のまちづくりの基本理念である「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」を受けて、全ての町民が生涯学習・スポーツ・男女共同参画に関する学びを通して、個々の個性と能力を十分に発揮しながら、心豊かな人生を送り、未来への担い手を育む人づくりを目指します。また、個々人が主体的に学び、伝えることを通して、一人ひとりが主役となって安心と希望に満ちたまちづくりを目指します。

◆基本理念と基本目標◆

学びを通して
人とつながる 生涯学習
(生涯学習)

基本理念
「未来につながる 心豊かな 人づくり」

いつまでも楽しめる
スポーツライフ
(スポーツ)

共に認め合う
多様な価値観
(男女共同参画)

2 計画の目標

関連するSDGsの目標



基本理念の実現のため、生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進の3つの部門において、それぞれの基本目標を掲げます。

(1) 「学びを通して 人とつながる 生涯学習」(生涯学習推進の基本目標)

生涯学習推進の基本目標に「学びを通して 人とつながる 生涯学習」を掲げます。

町民がウェルビーイングの考え方である心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、全ての町民に対して、様々なライフステージに応じた「誰もが・いつでも・どこでも」学べる生涯学習の機会の提供、「つながり」や「学びと活動の好循環」を育む場の環境整備、情報提供をしていきます。

また、町民一人一人が自発的、主体的な意思に基づき、様々な分野で学習して自己実現に向かい、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学んだことを活かせる生涯学習のまちを目指します。

(2) 「いつまでも楽しめる スポーツライフ」(スポーツ推進の基本目標)

スポーツ推進の基本目標に「いつまでも楽しめる スポーツライフ」を掲げます。

スポーツは人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の人類の文化です。心身の両面を健全に育むスポーツは、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成や、人の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。「町民ひとり1スポーツ」をスローガンとして、多様なライフスタイルやライフステージに応じてスポーツと親しみ、生き生きとした人生を送れるよう、各種施策や事業を着実に実施・推進していきます。

(3) 「共に認め合う 多様な価値観」(男女共同参画推進の基本目標)

男女共同参画推進の基本目標に「共に認め合う 多様な価値観」を掲げます。

性別などにかかわらず、一人一人の人権が尊重されて自分らしく生きられる豊かな暮らしを目指します。

3 施策体系図

基本理念	基本目標	基本施策	主な取組
未来につながる 心豊かな 人づくり	学びを通して 人とつながる 生涯学習	(1) 地域社会の担い手を育てよう	① 青少年の健全育成 ② 各種団体の支援 ③ 学校支援地域本部の推進 ④ 地域コミュニティ活動の推進
		(2) 共に学び、高め合おう	① 家庭教育の支援 ② ライフステージに応じた学びの支援 ③ 学びの情報発信
		(3) 文化芸術に触れよう	① 地域文化活動の推進 ② 歴史民俗資料館の活用
		(4) 文化財を受け継いでいこう	① 文化財の保護・活用
		(5) 本に親しもう	① 図書館利用者の促進 ② 図書館情報センターの活用 ③ 子どもたちの多様な読書機会の確保
		(6) 施設を活用してみんなで学ぼう	① 生涯学習・スポーツ施設の活用促進 ② 安心して安全な生涯学習・スポーツ施設の管理
	いつまでも楽しめる スポーツライフ	(1) スポーツをやってみよう	① スポーツに触れる機会の充実 ② 生涯スポーツの推進 ③ スポーツによる健康・体力の増進
		(2) スポーツを支える人づくりをしよう	① スポーツ活動の活性化
	共に認め合う 多様な価値観	(1) 互いに理解し尊重し合おう	① 男女共同参画の推進 ② DV・児童虐待の防止

4 指標及び目標値

計画の進捗状況を把握するための指標として、各施策に次のような指標及び目標値を設定します。計画進捗の目安として経年で確認しますが、各指標の増減のみによって評価するのではなく、社会情勢等も踏まえながら計画の効果的な進捗につなげるための検討材料の一つとして活用します。なお、計画期間中に事業の改廃や社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて指標や目標値を見直すものとします。

1 学びを通して 人とつながる 生涯学習

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
(1) たんたん探検隊の定員に対する参加率	60.8%	70%
(2) 趣味や学びに生きがいをもって取り組んでいる人の割合	82%	90%
(3) 歴史民俗資料館来館者数	11,741人	13,000人
(4) 町民一人あたりの貸出冊数	9.4冊	12冊
(5) 1か月に3冊以上本を読む児童生徒の割合 ※電子図書を含む	64.1%	70%
(6) 生涯学習・スポーツ施設の利用者数	151,422人	156,000人

2 いつまでも楽しめる スポーツライフ

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
(1) スポーツイベント等参加者数	2,667人	3,000人
(2) スポーツ協会会員数	378人	400人

3 共に認め合う 多様な価値観

指標名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
(1) 講座等参加者数	121人	150人



第II編 基本計画



第4章 施策の展開

1 学びを通して 人とつながる 生涯学習

(1) 地域社会の担い手を育てよう

町内の各種団体と連携して、体験・交流活動を実施し、ふれあい交流活動を行っています。さらに、青少年を対象に、社会体験・生活体験・自然体験などや交流を重視した事業や、特色ある地域の活動を行っている団体に対して補助をするなど、青少年の健全な育成のための事業の充実に努めます。また、参加者満足度を調査することを通して、講師を務めた地域の方々への適切なフィードバックを図り、学びを広げ、活かそうとする意欲の向上につなげていきます。

① 青少年の健全育成

内容	子どもたちへの体験活動・学びの場を設定する団体・個人を支援し、多種多様な体験・学びができるようにします。「たんたん探検隊事業」では、町内で生涯学習に取り組んでいる方々と児童生徒が交流する機会を提供することにより、本町のふれあい学習を推進します。
関係する主な事業	たんたん探検隊、松谷正光ドリーム事業「夢見る授業」、あいさつ運動(人権)等

② 各種団体の支援

内容	各種団体の特色を十分に生かした内容となるよう、事業を支援します。「小山文化スポーツ振興事業」では、青少年の文化教養・スポーツ振興並びに健全育成の推進を図ることを目的として事業を実施する団体を支援します。
関係する主な事業	小山文化スポーツ振興事業、高根沢リーダーズクラブ活動支援、きらきらフェスタ実行委員会活動支援、町少年指導員活動支援 等

③ 学校支援地域本部の推進

内容	学校と地域の連携・協働を推進するため、学校支援地域本部の組織体制整備や、学校と地域を結ぶ役割を果たす地域連携教員や地域コンシェルジュの養成、様々な地域学校協働活動の支援等に取り組みます。
関係する主な事業	学校支援地域本部の開催、地域連携教員研修、地域コーディネーター研修事業 等

※地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、保護者、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

④ 地域コミュニティ活動の推進

内 容	超高齢化社会・人口減少と地域を取り巻く環境変化に伴い、地域で安心・安全に暮らせるよう各コミュニティの活動を支援します。
関係する 主な事業	自治公民館補助金 等



「たんたん探検隊」の熱気球教室



「リーダースクラブ」によるバルーンアート教室



「あいさつ運動」



「きらきらフェスタ」



「学校支援地域本部」



「地域連携研修会」

(2) 共に学び、高め合おう

各年代（青少年・成年・親世代・高齢者）に合った学習内容を計画し、講師を招くなどして専門性を重視した講座や、指導者の育成など、誰に・どこで・何を学ぶか・学んだことをどう活かすかといった視点で学習機会の充実に努めます。

① 家庭教育の支援

内 容	家庭教育の担い手である親を対象として、家庭教育の重要性を認識し自らの教育力を高めていけるように、関係団体等（オピニオンリーダー、親学習プログラム研修修了生等）と連携しながら、学習の場を設けたり、情報を発信したりして支援します。
関係する 主な事業	オピニオンリーダーたかね会活動支援、親学習プログラムの実施 等

② ライフステージに応じた学びの支援

内 容	生涯にわたって心身の健康を保ち、社会生活が充実する学びなど、社会の変化に対応し現代的な課題を解決できる機会を、各年代（青少年・成年・親世代・高齢者）に合った学習ツールなどを利用した講座等を開催して、社会の担い手となれるよう支援をします。
関係する 主な事業	もっと高根沢を知ろう！、高齢者対象講座「いきいき教室」、みんなの学び場（現代的課題解決関連事業）、公民館自主グループ活動支援 等

③ 学びの情報発信

内 容	生涯学習活動をしている町民及び生涯学習に関心がある町民が、学びの機会の情報収集と選択、そして学習成果を活かせる場の確保等ができるよう、生涯学習情報誌「たかねネット」の発行や、町 HP や図書館 HP にイベント情報を掲載するなど、様々な学習情報を積極的に発信します。
関係する 主な事業	広報たかねざわ、町 HP の随時更新、図書館 HP との連携、生涯学習情報誌「たかねネット」の発行 等



「親学習プログラム」



高齢者対象講座「いきいき教室」

(3) 文化芸術に触れよう

文化芸術に直接触れることや創造することで、文化芸術を身近に感じることができるよう関係芸術団体と連携し事業展開を行っています。

また、歴史民俗資料館では、郷土資料などを活用して、常設展、企画展やイベント等を毎年実施しながら、幅広い年代層が文化芸術や歴史に触れる機会を継続的に提供していきます。

① 地域文化活動の推進

内 容	地域文化活動の推進を図るため、身近な場所で文化に触れることが重要と考えます。文化活動に参加し、親しむため、各種団体が開催する講座や教室の周知・支援を行い、多様な文化芸術の発表ができる機会の充実に努め、地域文化の振興と普及に取り組みます。
関係する 主な事業	町文化祭の開催、町文化協会加入団体支援 等

② 歴史民俗資料館の活用

内 容	町の財産である郷土資料等により町の歴史や文化に触れる機会の確保を目指し、各種事業を継続的に実施します。さらに、町民の文化教養を高めていくながら、郷土の歴史を学ぶ機会の充実に努めます。
関係する 主な事業	企画展、イベントの開催 等



「町文化祭」



「企画展」

(4) 文化財を受け継いでいこう

町に現存する貴重な文化的遺産を後世に継承していくため、適切に保護し、町指定文化財への指定や歴史民俗資料館への寄託等を行っています。今後も町指定文化財や地域の文化的遺産等を利活用し、町民が郷土の歴史や文化に触れる機会を提供していきます。また、文化財に関する「子ども向けホームページ」を整備したことで、調べ学習等に活用できるよう周知していきます。

① 文化財の保護・活用

<p>内 容</p>	<p>町指定文化財(有形文化財・無形文化財・民俗文化財及び記念物)や地域文化遺産を後世に継承していくため、文化財の価値を損なわず維持管理し、町民の学ぶ機会の選択肢を広げるとともに活用の幅を広げます。また、小中学生が郷土の歴史や文化への理解を深める体験学習等ができるよう、歴史民俗資料館において資料の寄託や適切な管理体制を整え、文化財の保護・活用を担っていきます。</p>
<p>関係する 主な事業</p>	<p>文化財の案内板や標柱の設置及び更新、社会科見学の受入れ、小中学生の体験学習、「子ども向けホームページ」の活用 等</p>



「文化財の案内板や標柱の設置」



「社会科見学での体験学習」

(5) 本に親しもう

町図書館では、家庭・地域・学校との連携を図りながら読書活動を推進していますが、入館者数、貸出冊数ともに年々減少傾向にあります。そこで、乳幼児から大人まで誰もが読書に親しむことができるよう、さらなる事業推進や読書環境の整備に取り組みます。

家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活の中で形成されるものであり、生活の基盤である家庭で本に親しむ環境を整えることが重要です。保護者は、子どもの成長に合わせて、読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりして、子どもが読書に親しむきっかけ作りに努めるとともに、読書が子どもの生活の中に位置づけられるよう意図的に配慮していく必要があります。また、保護者自身も読書に親しみ、子どもと本を紹介し合ったり感想を話し合ったりして、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すことが大切です。

町図書館の役割

町図書館では、豊富な蔵書で子どもたちの読書の欲求に応えるとともに、本の専門職である司書が、子どもたちの発達段階に応じて適切な本へ導く手助けをしています。また、おはなし会や読み聞かせなどのイベントを通して読書の楽しみを子どもたちに伝えるとともに、保護者に対しては読書活動の啓発を行っています。引き続き、幼稚園・保育園、小中学校、読書ボランティア団体等と連携・協力し、さらなる子どもの読書活動の支援や読書環境の充実を図っていきます。

学校および学校図書館の役割

幼稚園・保育園、小中学校、高等学校では、子どもが生涯にわたり読書に親しむための読書習慣を形成していくため、学習指導要領等に基づき、発達段階に応じた読書指導と読書環境を整え支援していきます。

幼・保：語りかけや読み聞かせなど、耳からの言葉を十分に楽しみながら、言葉の力や感性を伸ばします。

小学校：聞く読書から読む読書へと関心を広げるとともに、幅広い読書活動をし、最後まで読み通す力を身に付け、考えを広げ深めます。

中学校：目的をもって読書活動をすることで、知識を広げ、考えを深めます。そして、読書を通して、これからの人生をより豊かに生きるための力を付けます。

高等学校：読書活動を自分の楽しみの一つとするとともに、多様な考え方を知ることによって自分の世界を広げ、よりよい生き方を探るための読書活動を続けます。

学校図書館の役割としては、「読書センター」の機能に加え、主体的な学習に corres ponding するための「学習センター」「情報センター」としての機能もあります。

① 図書館利用者の促進

内 容	指定管理者に図書館の管理・運営を委託し、運営の効率化を図るとともに、町民が利用しやすいようなサービスの充実に努めます。また、子どもの発達の段階に応じた取組の推進、家庭・地域・学校等を通じた町全体での推進と協働体制の充実、子どもの読書への関心を高める取組の促進に努めます。
関係する主な事業	ブックスタート、セカンドブック、おはなし会や読み聞かせ、お話コーナーの設置、読書貯金、親子読書、家読、ふれあい文庫(巡回図書)等

② 図書館情報センターの活用

内 容	町民のニーズを把握して、本以外の情報についても収集・保管し、多様な方法で情報提供できるようにします。また、幅広い年代層が情報を得られるように、様々な情報提供システムの充実に努めます。
関係する主な事業	電子図書館の充実、HP等を通しての情報発信、イベント情報の掲載等

③ 子どもたちの多様な読書機会の確保

内 容	すべての子どもが本に触れ、楽しみ、学べる環境を整えます。
関係する主な事業	読書バリアフリーの環境整備、電子図書館の充実、ブックスタート、セカンドブック、おはなし会や読み聞かせ、家読、ふれあい文庫(巡回図書)等



「ブックスタート」



「高根沢町電子図書館」

(6) 施設を活用してみんなで学ぼう

生涯学習・スポーツ施設で、大規模改修が必要なもの、緊急改修が必要なものを適宜確認するとともに計画的に対応し、施設の長寿命化を図っていきます。そして、生涯学習関連施設について、どこにどのような施設があるのかを広報し、活用促進を図っていきます。

また、使いやすく、利用しやすい施設となるよう、施設利用の仕組みを充実させるとともに、安全・安心な施設管理に努めていきます。

① 生涯学習・スポーツ施設の活用促進

内 容	生涯学習関連施設が効果的に活用されるようどのような施設があるのか、また、施設の使用状況や利用状況を把握し、ニーズに合った施設利用ができるよう、公共施設案内・予約システムを充実させていきます。
関係する 主な事業	公共施設案内・予約システムの充実 等

② 安全で安心な生涯学習・スポーツ施設の管理

内 容	安全で安心な施設を維持していくために生涯学習関連施設の計画的な維持保全により、改修が必要なものを適宜確認します。また、計画的に施設の改修・修繕を進めるとともに、定期的な施設の巡回・点検等を行い、建物の劣化・備品、用具の破損等を早期保全できるように努めていきます。
関係する 主な事業	生涯学習関連施設の改修、修繕、補修による整備 等



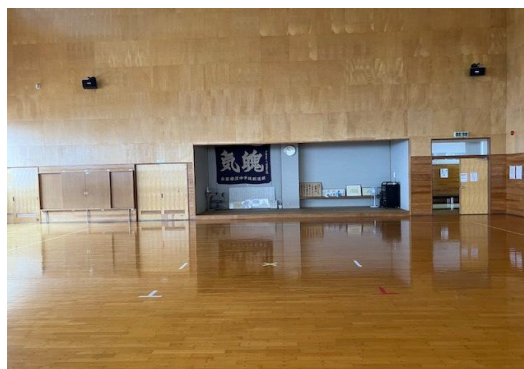
「町民広場 専用球場」



「キリン運動場」



「宝積寺タウンセンター」



「武道館」

2 いつまでも楽しめる スポーツライフ

(1) スポーツをやってみよう

それぞれのライフステージ、体力、生活スタイル等に応じて、生涯にわたりスポーツに取り組めるよう、誰もが参加しやすく楽しめる内容の教室やイベント等を開催するなど、町民の体力向上と心身の健康の保持を図っていきます。

① スポーツに触れる機会の充実

内 容	子どもから高齢者まで年齢や体力に関わらず誰もが参加しやすく気軽楽しめるニュースポーツ等を取り入れた教室や講座を開催します。 また、スポーツ用具の貸出しを行い、多くの町民が多種多様なスポーツに触れることで競技の普及や地域内での交流を図ります。
関係する 主な事業	ニュースポーツ教室、出前講座、スポーツ用具貸出し、公民館対象ペタンク用具貸出し 等

② 生涯スポーツの推進

内 容	生涯にわたりスポーツに取り組めるよう、幅広い年代が参加できるスポーツ大会やスポーツイベントを開催します。 歴史のある「高根沢町元気あっぷハーフマラソン大会(日本陸連公認)兼長距離走大会」や、町スポーツ・レクリエーション大会、ニュースポーツの交流大会等を開催し、町の活性化と参加者相互の親睦を図ります。
関係する 主な事業	元気あっぷハーフマラソン大会兼長距離走大会、町スポーツ・レクリエーション大会、ニュースポーツ大会 等

③ スポーツによる健康・体力の増進

内 容	個々の年齢、体力、技能、興味、生活スタイル等に応じて、取り組みやすいスポーツは変化していきます。日常生活の中で取り組むことのできるスポーツを通じた健康づくりや体力づくりを働きかけ、健康・体力の増進を図ります。
関係する 主な事業	ラジオ体操の啓発、ウォーキング大会 等



「カローリング出前講座」



「ラジオ体操講習会」



「ウォーキング大会」



「元気あっぴハーフマラソン大会」



「ペタンク交流大会」



「町スポーツ・レクリエーション大会」

（２）スポーツを支える人づくりをしよう

スポーツに取り組むことで競技力の向上が図られるだけでなく、自己管理能力・目標達成能力・チームワーク・コミュニケーション能力といった、社会で活躍するための基盤を築く上で重要なスキルが育まれます。県の関連団体等と連携し、町内活動団体の指導者の育成と資質の向上を一層図っていきます。

① スポーツ活動の活性化

内容	町内で活動する団体（町スポーツ協会、町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ）が主体的に活動及び運営できるよう支援します。また、各種スポーツ指導者の育成と資質の向上に努め、町民の競技力と心身の向上を図っていきます。
関係する主な事業	町スポーツ協会支援、町スポーツ少年団支援、総合型地域スポーツクラブ支援等



3 共に認め合う 多様な価値観

(1) 互いに理解し尊重し合おう

男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる環境を構築していくことが重要であり、社会的役割に関するジェンダーの平等がまだまだ十分とはいえません。

また、家族形態の変化に伴い、問題も多様化しています。そこで、今までの男女の役割に基づく意識や制度、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、互いに人権を尊重し合える環境を醸成できるよう、男女共同参画や DV・児童虐待防止の啓発活動を行い、その認識や意義の理解を深められるよう啓発していきます。

① 男女共同参画の推進

内容	<p>社会通念や慣習には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」がありますが性別にかかわらず人権が尊重されることが必要と考え、男女による価値観の違いや偏見意識などを解消し男女共同参画の視点から町民一人ひとりに理解が深まるよう、啓発活動を推進していく必要があります。</p> <p>そこで、少子高齢化や家庭生活の多様化など社会情勢が目まぐるしく変化する中で、互いを尊重・共感し合えるような男女共同参画や人権に係る講演・講座を行います。</p>
関係する主な事業	男女共同参画の啓発活動、町女性団体連絡協議会の支援、とも家事講座 等

② DV・児童虐待の防止

内容	<p>DV・児童虐待は家庭内で生じ、被害を受けるものは自ら声をあげにくい特性があり、早期発見・早期対応のみならず、発生予防が重要であると考えられ、犯罪行為や重篤な状況に進展する前に、関係機関と連携し、相談支援体制を整えることが重要になるため、地域の実情に応じ広く、地域や町・関係機関等がネットワークを強化した上で、協力・解決していかなければなりません。</p> <p>そこで、民生児童委員や人権擁護委員などと連携し、地域のネットワークを生かし、多様な形態に応じた相談窓口を案内し、行政区やイベントなど多様な機会を通じて、人権の尊重や児童虐待防止のための取組の必要性について啓発を行います。</p>
関係する主な事業	早期発見・早期対応の啓発活動【健康福祉課】【こどもみらい課】等



「とも家事講座」



「男女共同参画に関する講演会」

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

本計画の施策・事業の着実な実行のため、推進体制を次のようにします。

(1) 高根沢町・高根沢町教育委員会

生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進のために、今後の行政方針、行政施策・事業を審議し、決定することで計画推進を確かなものとしします。

(2) 高根沢町社会教育委員

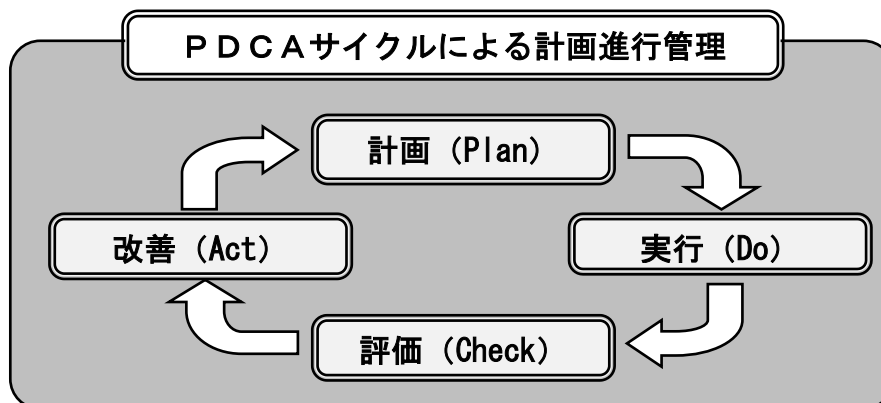
本計画推進のために、議会代表、教育機関代表、関係団体代表、学識経験者により構成し、広く町民の意見を聞きながら、施策・事業の進捗状況の審議、計画の見直し等の検討を行うこととします。

(3) 第三者による点検・評価

本計画の施策・事業の取り組み状況や成果及び課題等について、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取して、計画の改善等の検討を行うこととします。

2 計画の進捗管理

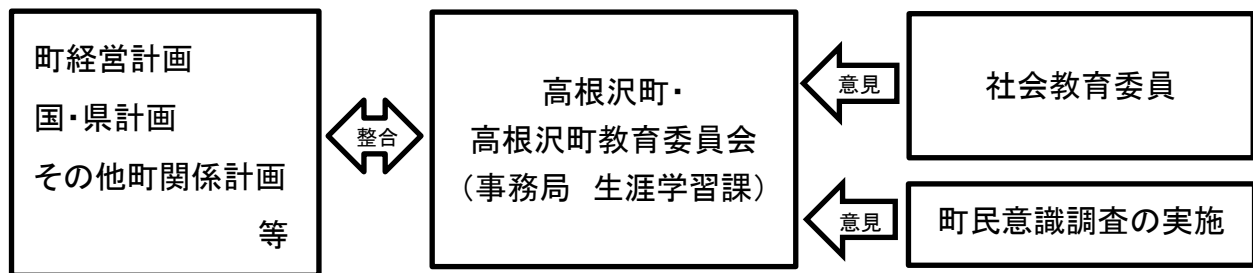
本計画が着実に実行されるように、PDCAサイクルに従って計画に盛り込まれた施策・事業の実績を点検し、計画の進捗状況を評価します。計画と実績に乖離があり、必要がある場合は計画の見直しを行うこととします。各施策・事業の実績の点検は毎年度行い、それをもとに計画の進捗状況を「高根沢町社会教育委員、第三者による点検・評価」において審議し、評価するものとしします。計画の見直しが必要となった場合は速やかに見直し計画を作成し、各施策・事業の実施を推進することとします。



資料



資料 1 計画策定の体制（フロー図）



資料 2 策定までの経緯

期 日	内 容
令和6年12月	子どもの読書活動に関するアンケート調査
令和7年3月13日	高根沢町社会教育委員 ・後期計画の進捗状況
令和7年6月	生涯学習活動に関するアンケート調査
令和7年9月25日	高根沢町社会教育委員 ・元気あっぴ計画（素案）説明
令和8年1月21日	教育委員会定例会
令和8年2月4日	高根沢町社会教育委員 ・元気あっぴ計画（案）説明
令和8年2月24日	議会議員全員協議会
令和8年2月24日～3月23日	パブリックコメント実施
令和8年4月	元気あっぴ計画スタート

資料3

SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標で、「誰一人取り残さない」社会を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

本町では、SDGsの達成に向けた取組を通じて「持続可能なまちづくり」を進めています。

	目標1 [貧困をなくそう] あらゆる貧困を終わらせる		目標2 [飢餓をゼロに] 飢餓を終わらせ、安定して十分な食料と栄養を確保し、持続可能な農業を促進する
	目標3 [すべての人に健康と福祉を] あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4 [質の高い教育をみんなに] 全ての人に包摂的（一定の範囲を網羅している）で質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する
	目標5 [ジェンダー平等を実現しよう] ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント（不利な立場を変える考え方）を図る		目標6 [安全な水とトイレを世界中に] 全ての人々が安全な水源と衛生施設を利用できるようにする
	目標7 [エネルギーをみんなにそしてクリーンに] 手頃な価格で、信頼できる持続可能な現代エネルギーを全ての人々が利用できるようにする		目標8 [働きがいも経済成長も] 全ての人にとって包摂的で持続可能な経済成長と雇用、働きがいのある仕事を促進する
	目標9 [産業と技術革新の基盤をつくろう] 強靱なインフラを設備し、持続可能な産業化を促進し技術革新を育てる		目標10 [人や国の不平等をなくそう] 国内及び国家間の不平等を是正する
	目標11 [住み続けられるまちづくりを] 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		目標12 [つくる責任つかう責任] 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標13 [気候変動に具体的な対策を] 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る		目標14 [海の豊かさを守ろう] 世界の海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15 [陸の豊かさを守ろう] 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止める、生物多様性の損失に歯止めをかける		目標16 [平和と公正をすべての人に] 持続可能な開発のため、平和で包摂的社會を促進し、全ての人に司法へのアクセスを提供する制度を構築する
	目標17 [パートナーシップで目標を達成しよう] 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する		

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

資料4 根拠法(抜粋)

(1) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(略称: 生涯学習振興法)

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 前項に規定する多様な機会(以下「生涯学習に係る機会」という。)の総合的な提供の方針に関する事項
 - 二 前項に規定する地区の区域に関する事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
 - 五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

(市町村の連携協力体制)

第十一条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(2) スポーツ基本法

前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又は

スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運

営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（3）男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（４）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

第三章 事業主行動計画等

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届けなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

資料5 町民意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画策定にあたり、町民の生涯学習やスポーツ活動、また男女共同参画社会についての現状、意識、意向を調査し、策定のための基礎資料としました。

令和7年6月1日現在、15歳以上の方を対象に調査を実施しました。結果は以下の通りです。

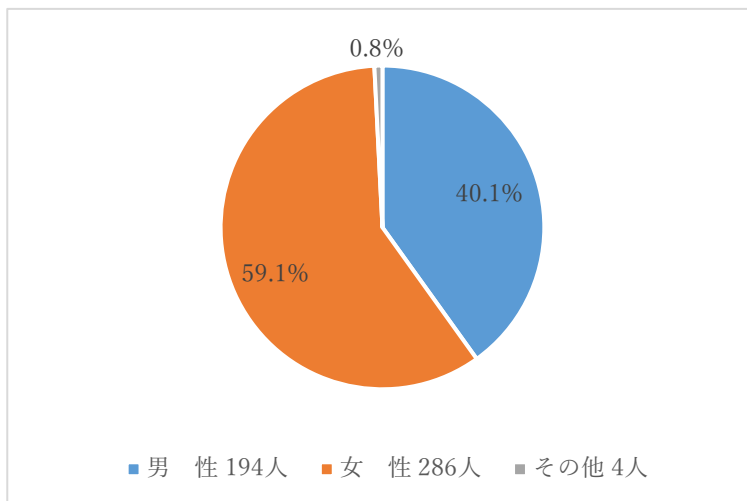
◆調査期間

令和7年6月1日から6月30日まで

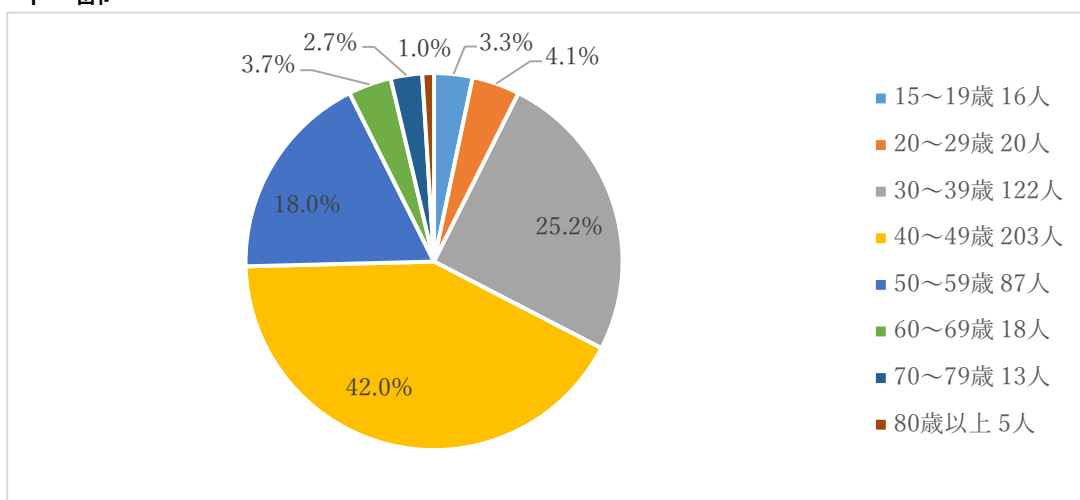
◆回答数

484人

◆回答者内訳

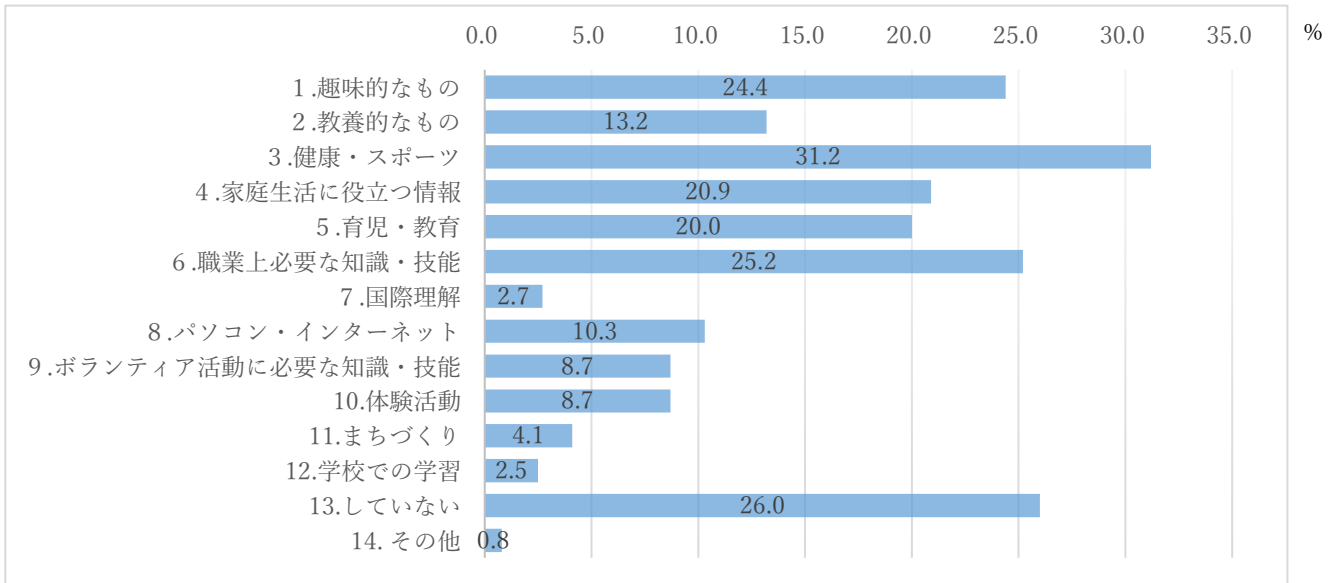


◆年齢



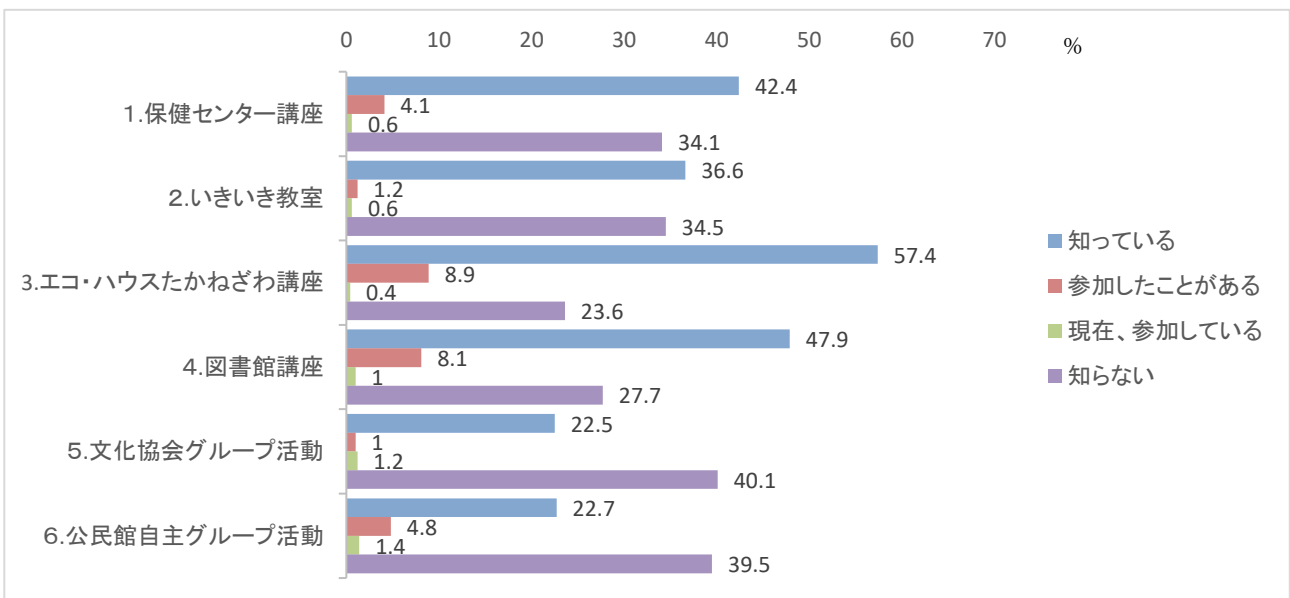
(2)生涯学習活動推進に関する主な調査結果の概要

◆この1年間で実施した生涯学習



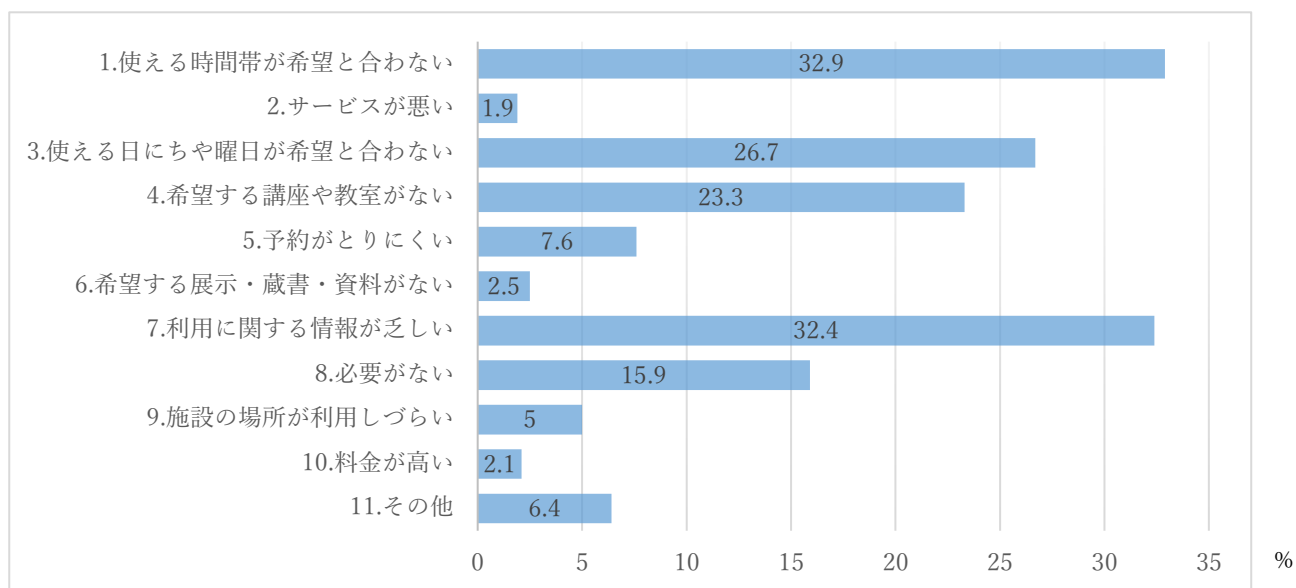
この1年間の生涯学習の実施状況についての質問に対し、最も多かった回答は「健康・スポーツ」で31.2%を示し、以下、「職業上必要な知識・技能」(25.2%)、「趣味的なもの」(24.4%)、「家庭生活に役立つ技能」(20.9%)「育児・教育」(20.0%)、と続きます。また、「していない」との回答は26.0%を占めます。

◆町が実施する生涯学習活動の認知状況、参加状況



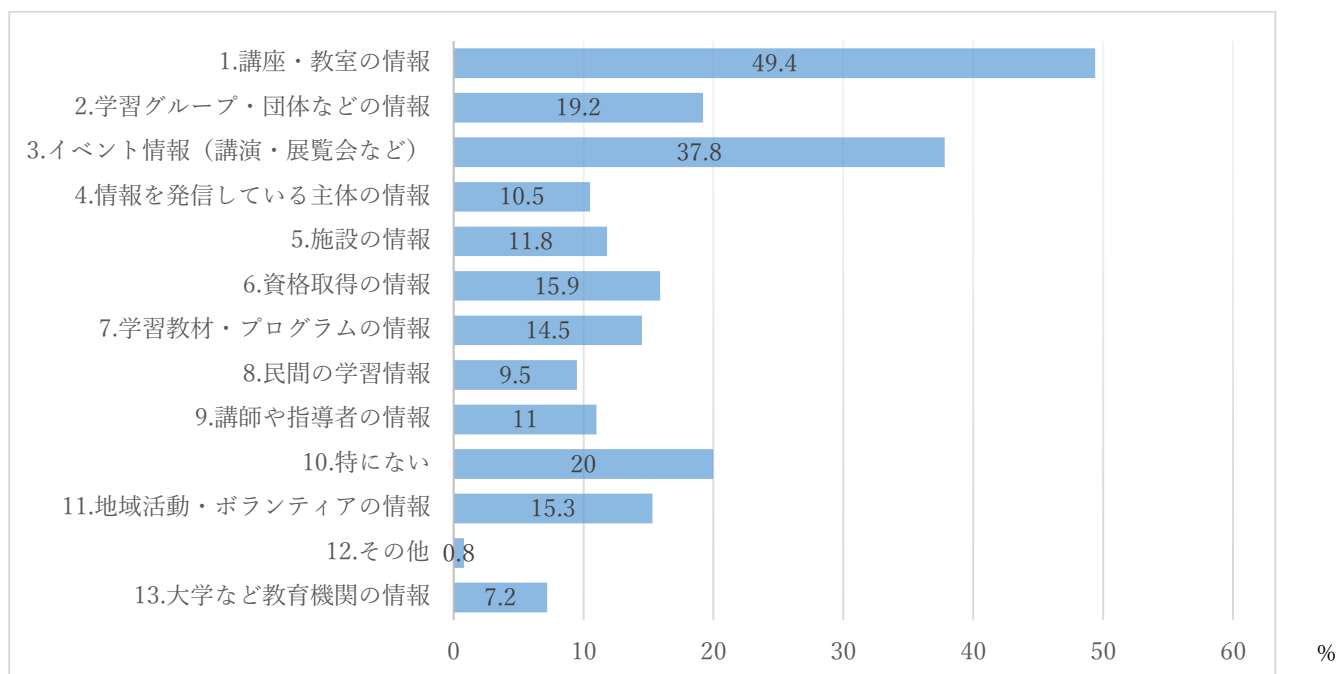
本町が行っている生涯学習活動の認知状況、参加状況については、「知っている」との回答が最も多かったのが「エコ・ハウスたかねざわ講座」で57.4%を示し、次いで「図書館講座」(47.9%)となっています。「参加したことがある」との回答については、最も多い項目でも「エコ・ハウスたかねざわ講座」の8.9%となっています。

◆町の生涯学習関連施設を利用する上での問題点



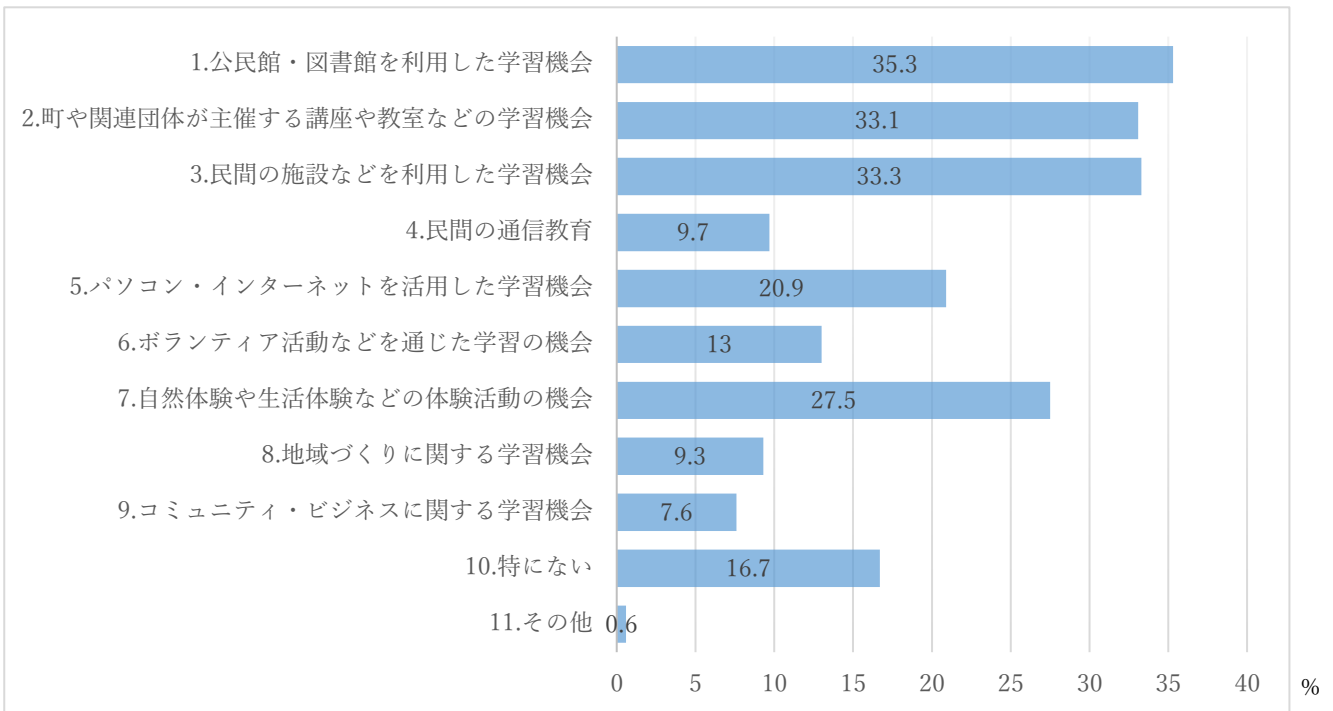
本町の生涯学習関連施設を利用する上での問題点については、「使える時間帯が希望と合わない」との回答が最も多く 32.9%を占め、次いで「利用に関する情報が乏しい」（32.4%）、「使える日にちや曜日が希望と合わない」（26.7%）、「希望する講座や教室がない」（23.3%）が続きます。

◆望まれる生涯学習に関する情報



望まれる生涯学習に関する情報については、「講座・教室の情報」が最も多く 49.4%を示しています。次いで「イベント情報（講演・展覧会など）」（37.8%）が続きます。

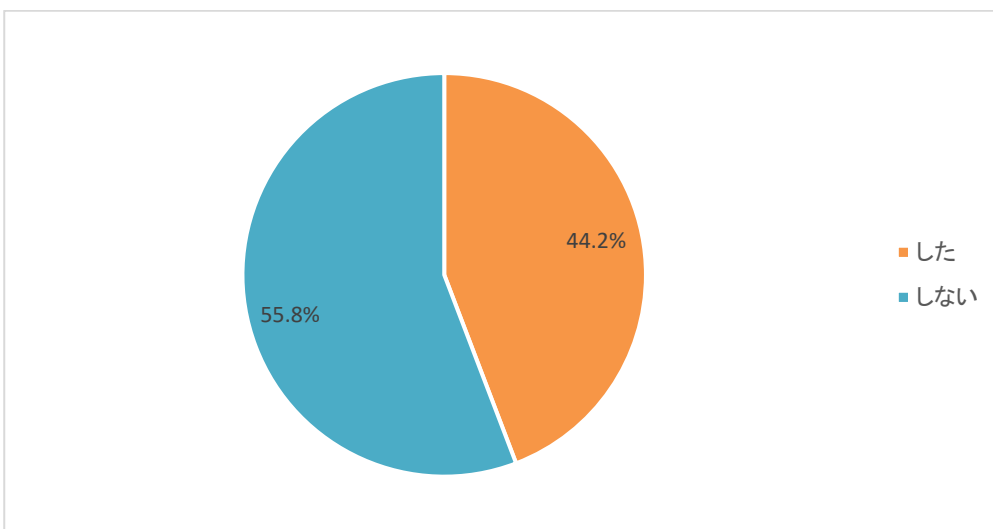
◆望まれる生涯学習活動の機会



今後、どのような生涯学習の機会が増えることを望んでいるかについては、「公民館・図書館を利用した学習機会」の回答が最も多く 35.3%を示しています。以下、「民間の施設などを利用した学習機会」（33.3%）、「町や関連団体が主催する講座や教室などの学習機会」（33.1%）、「自然体験や生活体験などの体験活動の機会」（27.5%）が比較的回答の多い項目になっています。

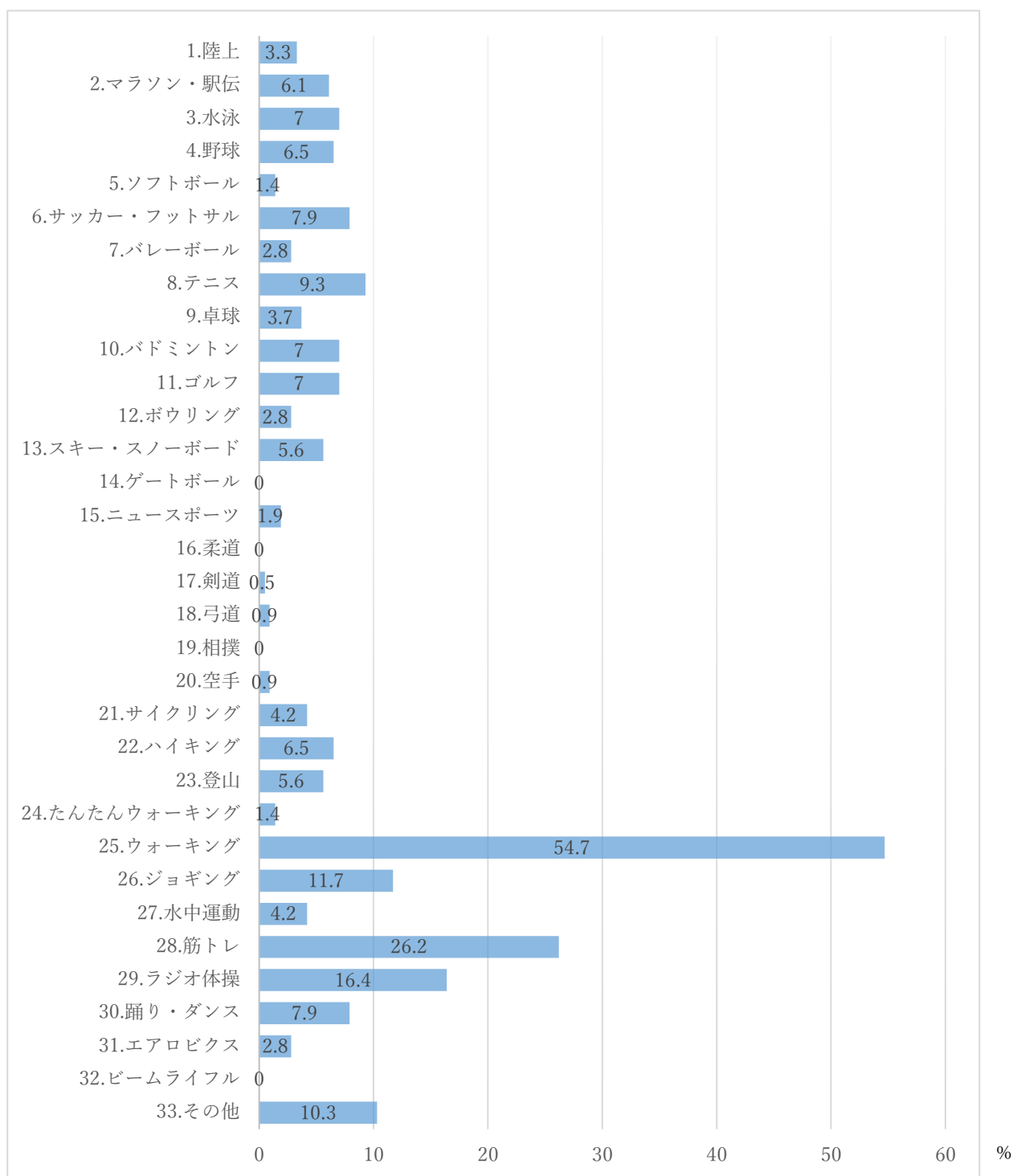
(3) スポーツ推進に関する主な調査結果の概要

◆この1年間でのスポーツ・レクリエーション活動の実施状況



この1年間でのスポーツ・レクリエーション活動の有無については、「した」との回答が 44.2%、「しなかった」との回答が 55.8%と、「しなかった」がやや多い回答となっています。

◆実施したスポーツ・レクリエーション活動

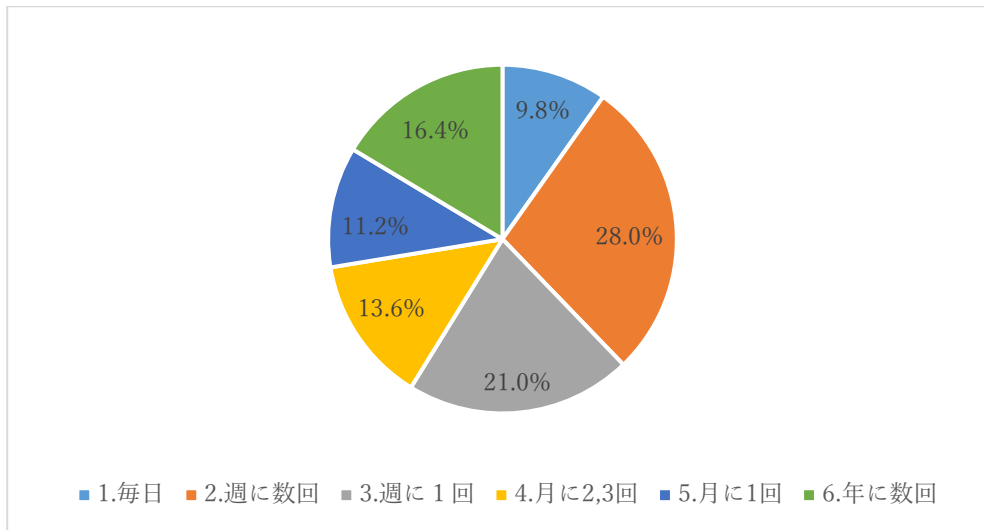


どのようなスポーツを実施したかについては、最も回答が多かったのは「ウォーキング（散歩）」で54.7%の方が回答しており、以下、「筋トレ」（26.2%）、「ラジオ体操」（16.4%）、「ジョギング」（11.7%）、「テニス」（9.3%）が続きます。

最も回答の多い「ウォーキング（散歩）」については、60歳代の方の回答が比較的多く、「筋トレ」については、30歳代の回答が比較的多くなっています。

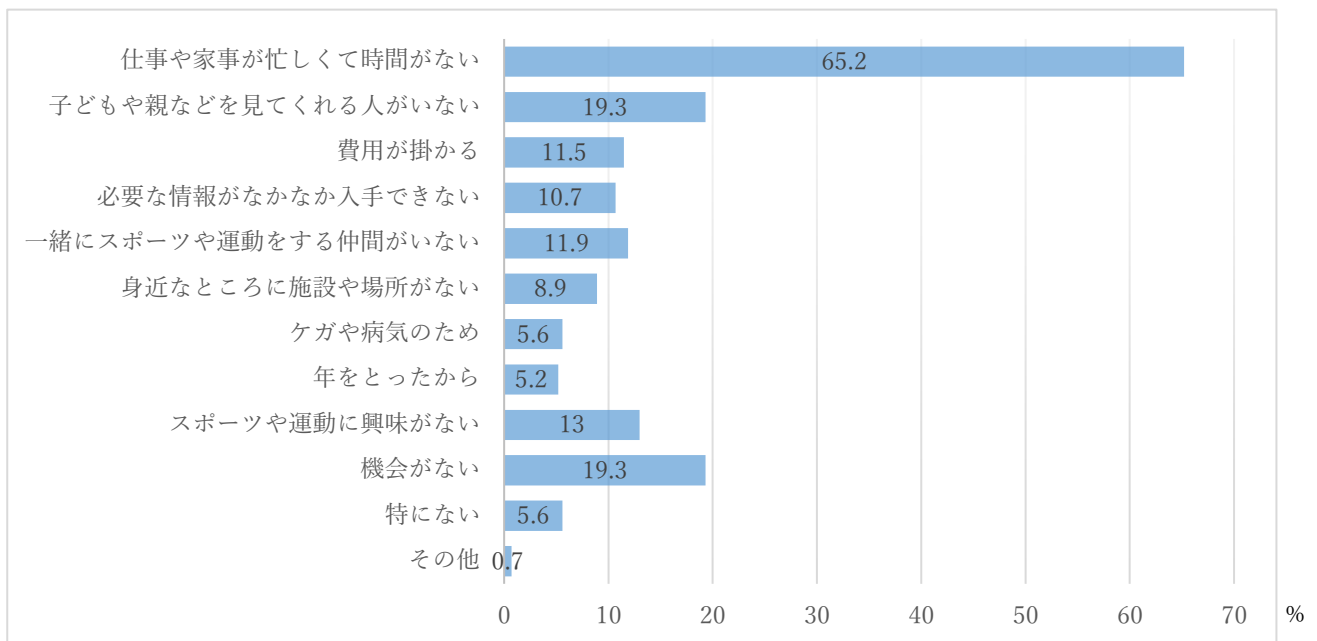
その他の特徴として、15歳～29歳の「サッカー・フットサル」「野球」「ソフトボール」「テニス」「バドミントン」といった球技が比較的高い回答割合を示しています。

◆主なスポーツ・レクリエーション活動の頻度



主なスポーツ・レクリエーション活動の頻度については、最も多いのが「週に数回」の28.0%で、以下、「週に1回」(21.0%)、「年に数回」(16.4%)、「月に2~3回」(13.6%)と続きます。

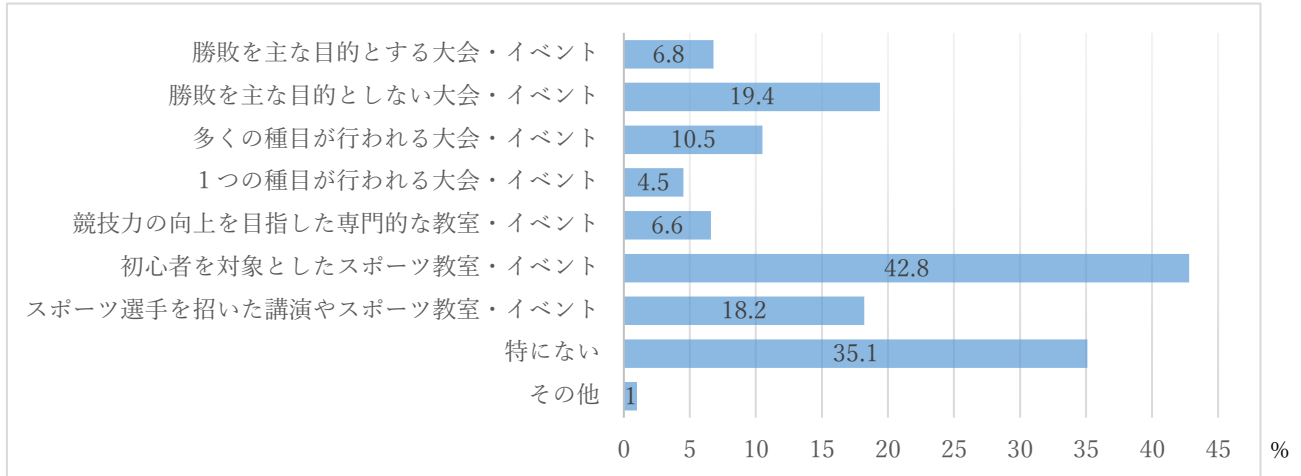
◆この1年間でスポーツ・レクリエーションを「しなかった」主な理由



この1年間でスポーツ・レクリエーションを「しなかった」主な理由については、「仕事や家事が忙しくて時間がない」の回答が最も多く65.2%を示し、以下、「子どもや親などを見てくれる人がいない」(19.3%)、「機会がない」(19.3%)と続きます。

「仕事や家事が忙しくて時間がない」については、20~40歳代の回答が比較的多く、「機会がない」、「子どもや親などを見てくれる人がいない」は40歳代がそれぞれ比較的高い回答割合を示しています。その他に、50歳代において「ケガや病気のため」「歳をとったから」との回答割合も高くなっています。

◆今後、参加してみたいスポーツイベント

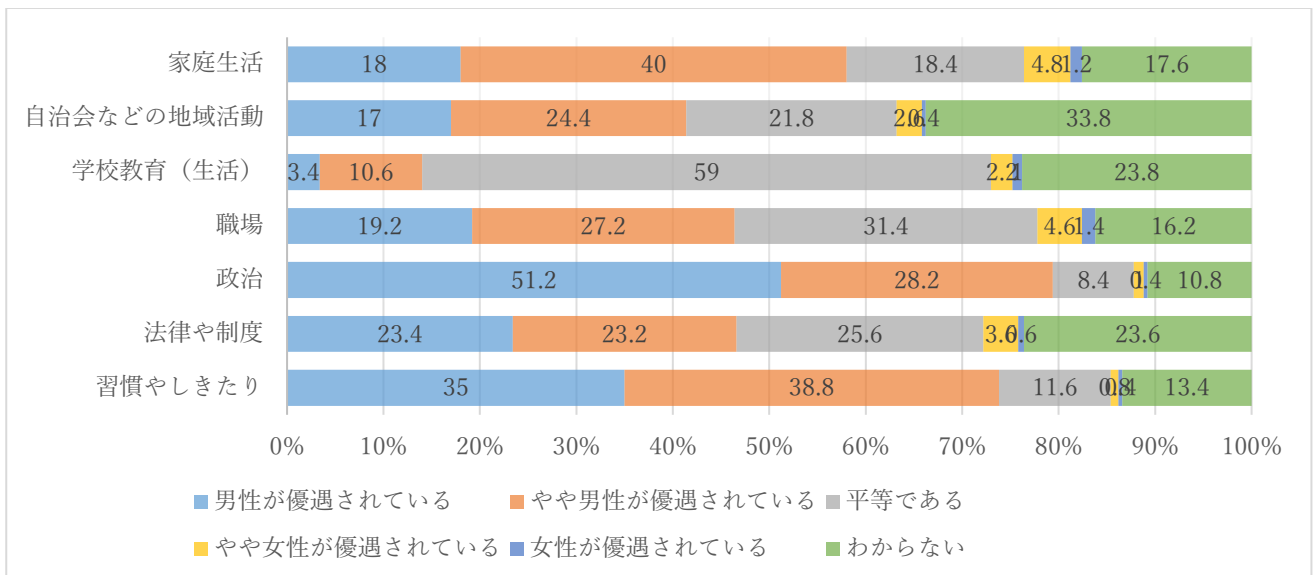


今後、参加してみたいスポーツイベントについては、回答のあった中で最も多かったのは「初心者を対象としたスポーツ教室・イベント」であり、42.8%の方が回答しています。以下、「勝敗を主な目的としない大会・イベント」（19.4%）が続きます。

最も回答の多い「初心者を対象としたスポーツ教室・イベント」については、女性の30～40歳代の回答が比較的多く、「勝敗を主な目的としない大会・イベント」は30～50歳代が、それぞれ回答割合が比較的高くなっています。

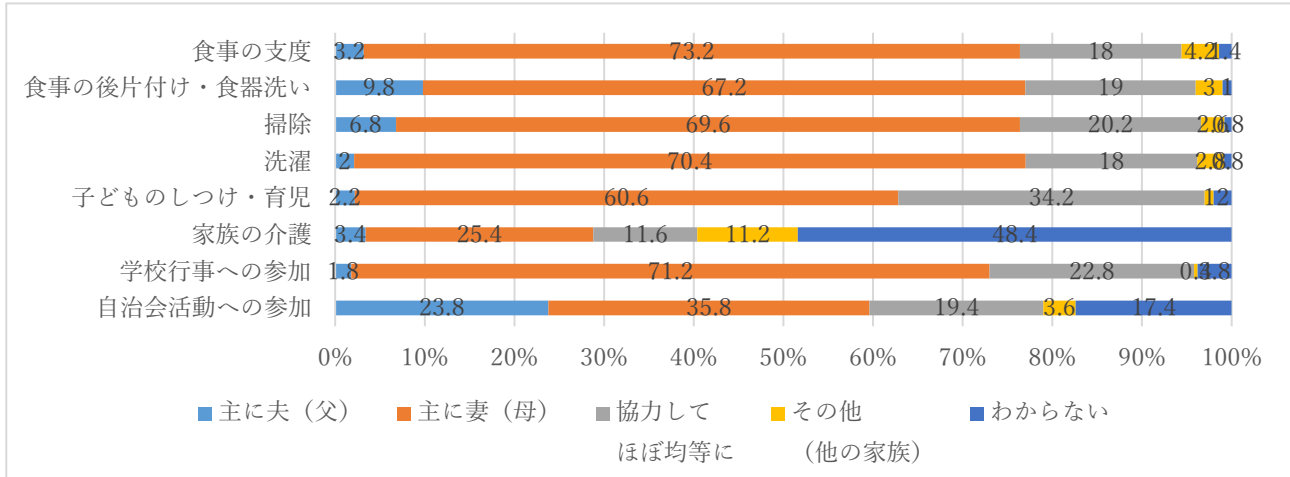
(4) 男女共同参画推進に関する主な調査結果の概要

◆各場面での社会や生活における男女の平等意識



社会や生活における男女の平等意識について各場面別に質問したところ、「平等である」との回答が最も多かったのが「学校教育（生活）」の59%であり、最も少なかったのが「政治」の8.4%となっています。「男性が優遇されている」、「やや男性が優遇されている」との回答が多い項目は、「政治」（79.4%）、「習慣やしきたり」（73.8%）、「家庭生活」（58%）、「法律や制度」（46.6%）の順になっています。

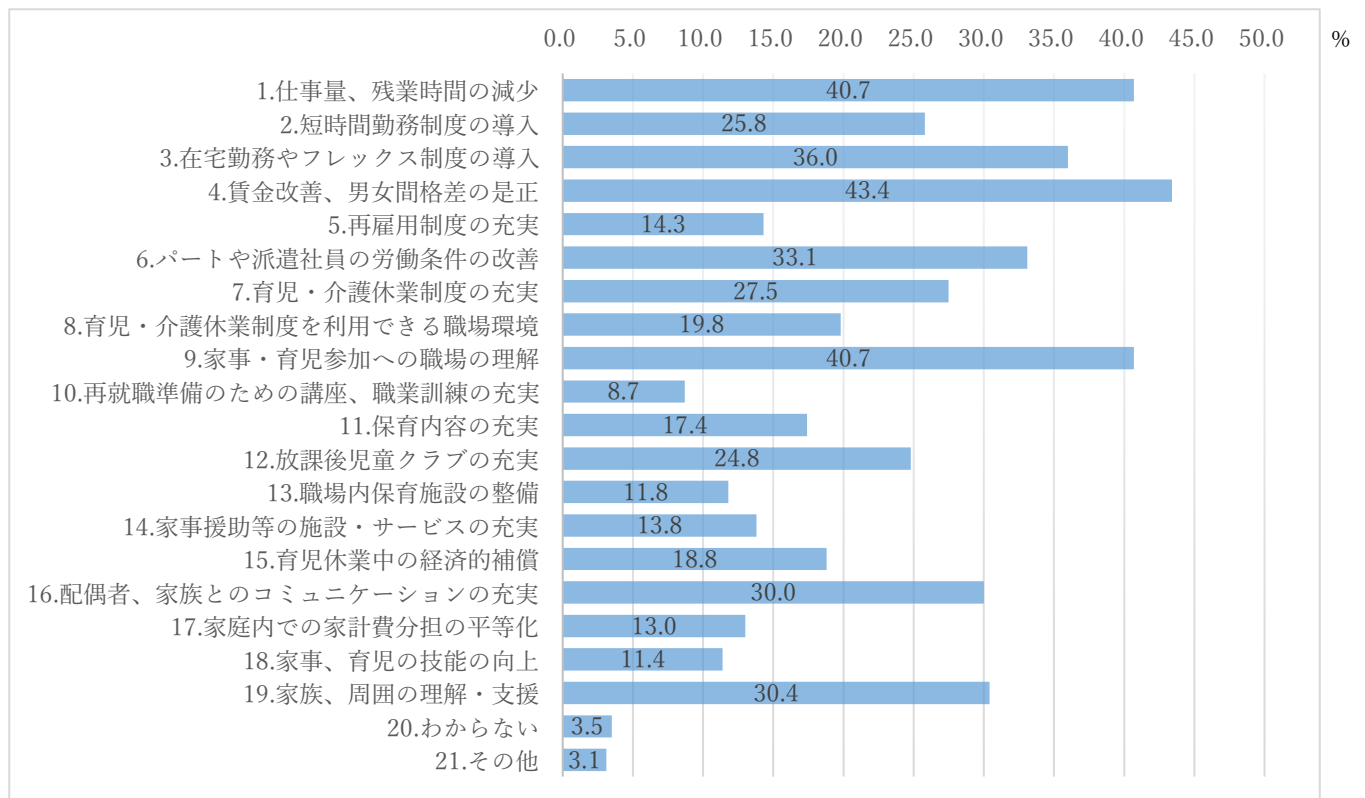
◆家庭における男女の家事分担の状況



家庭での家事・子育て・介護・地域活動等の男女の家事分担について質問したところ、「主に妻（母）」の回答が最も多いのが「食事の支度」で73.2%が回答しており、以下「学校行事への参加」（71.2%）、「洗濯」（70.4%）と続きます。また「主に夫」が多いのが「自治会活動への参加」（23.8%）です。

「協力してほぼ均等に」との回答が比較的高い項目は「子どものしつけ・育児」（34.2%）、「学校行事への参加」（22.8%）となっています。

◆仕事と家庭生活の調和を実現するために必要な施策



仕事と家庭生活の調和を実現するために必要な施策について質問したところ、最も多い回答は「賃金改善、男女間格差の是正」で43.4%の方が回答しており、「仕事量、残業時間の減少」「家事、育児参加への職場の理解」40.7%が続いています。

資料6 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画策定にあたり、町内の小中学校に通う児童生徒およびその保護者に対して、読書活動についての現状をインターネットで調査し、策定のための基礎資料としました。

◆調査期間

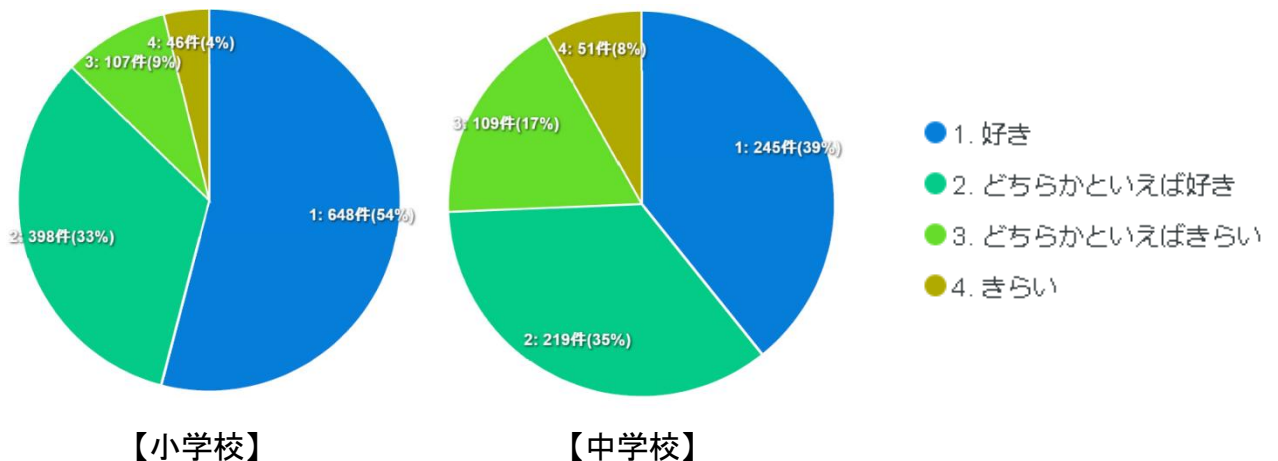
令和6年12月

◆回答数

2,405人

児童生徒アンケート

【1】本を読むことが好きですか？（まんがや雑誌を除く。学習まんが含む。）



回答数 1,823人	小学校		中学校		合計	
好き	648人	54%	245人	39%	893人	49%
どちらかといえば好き	398人	33%	219人	35%	617人	34%
どちらかといえば嫌い	107人	9%	109人	17%	216人	12%
嫌い	46人	4%	51人	8%	97人	5%

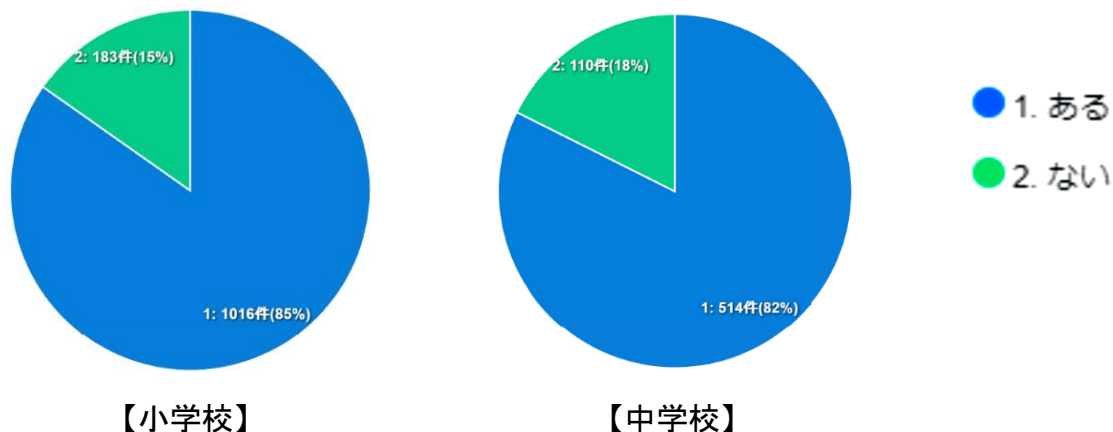
本を読むことが「好き」と答えた児童生徒が49%（R5：50%、R4：48%）、「どちらかといえば好き」が34%（R5：29%、R4：35%）、「どちらかといえば嫌い」が12%（R5：15%、R4：12%）、「嫌い」が5%（R5：5%、R4：5%）となっています。

「好き」「どちらかといえば好き」を合わせると83%（R5：79%、R4：83%）の児童生徒が本を読むことに好意的なことが分かります。

【2】好きな本や心に残った本はありますか？（まんがや雑誌を除く。学習まんが含む。）

好きな本や心に残った本が「ある」と答えた児童生徒は84%（R5：83%、R4：81%）、「ない」は16%（R5：17%、R4：19%）でした。

約8割の児童生徒は好きな本や心に残った本があることから、乳幼児期を含め学校教育における発達段階に応じた読書体験の継続性の大切さが分かります。



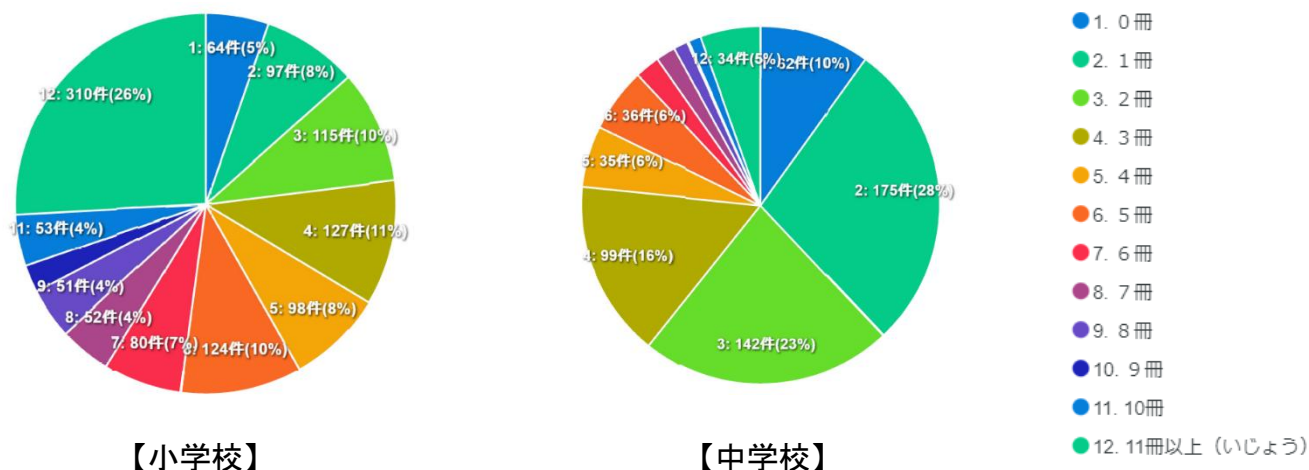
回答数	1,823人	小学校		中学校		合計	
ある		1,016人	85%	514人	79%	1,530人	84%
ない		183人	16%	110人	21%	293人	16%

【3】最近1か月でどのくらい本を読みましたか？（※読みかけの本も1冊に数える。）

まんがや雑誌は除く。学習まんがは含む。）

1か月の読書量は「1～2冊」で29%（R5：24%、R4：30%）、「3～4冊」が19%（R5：18%、R4：20%）、「5～7冊」が17%（R5：20%、R4：18%）、「8～10冊」が9%（R5：7%、R4：6%）「11冊以上」が19%（R5：25%、R4：20%）であり、最も多かったのは「11冊以上」でした。

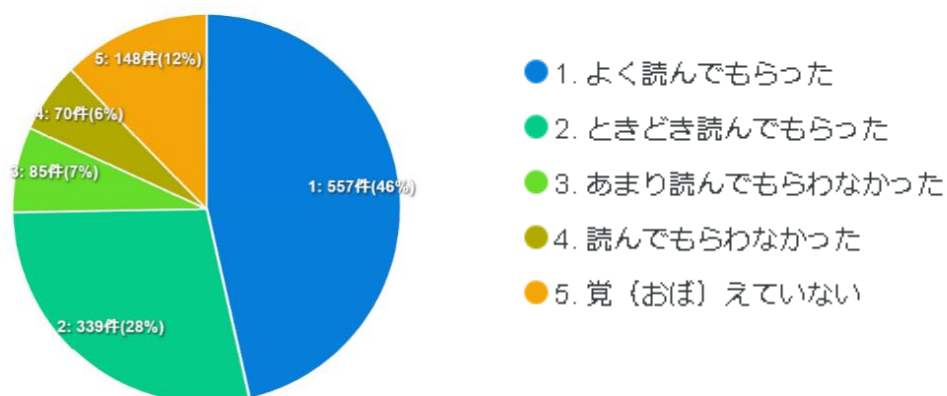
本計画の評価指標である「1か月に3冊以上本を読む児童生徒の割合」は、小学校で77%（R5：76%、R4：70%）、中学校で39%（R5：47%、R4：42%）でした。また、1か月で「0冊」（不読率）は7%（R5：6%、R4：7%）でした。



回答数 1,822人	小学校		中学校		合計	
0冊	64人	5%	62人	10%	126人	7%
1～2冊	212人	18%	317人	51%	529人	29%
3～4冊	225人	19%	134人	22%	359人	19%
5～7冊	256人	21%	49人	8%	305人	17%
8～10冊	132人	11%	27人	4%	159人	9%
11冊以上	310人	26%	34人	5%	344人	19%

【4】小学校に入る前に、家族や大人に絵本や本を読んでもらったことがありますか？

就学前の幼児期の読み聞かせの調査では、「よく読んでもらった」が46%（R5：56%、R4：49%）で最も多く、次いで「ときどき読んでもらった」が28%（R5：35%、R4：41%）、「あまり読んでもらわなかった」が7%（R5：5%、R4：5%）、「読んでもらわなかった」が6%（R5：0.4%、R4：1%）でした。

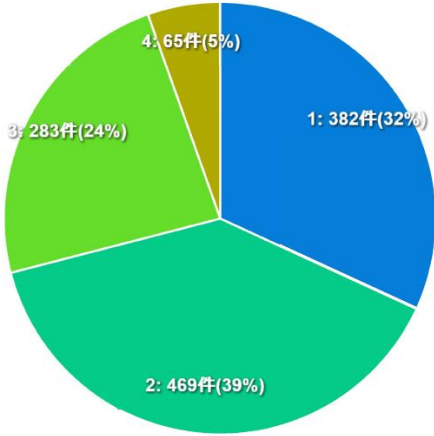


【小学校】

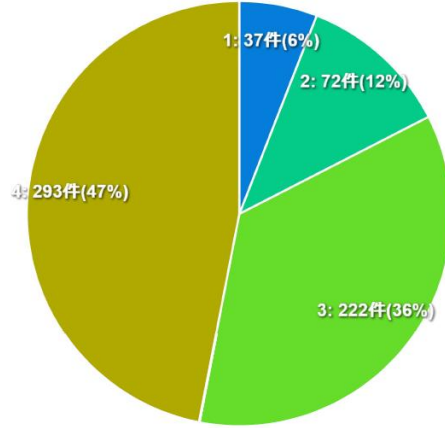
回答数 1,199人	小学校	
よく読んでもらった	557人	46%
ときどき読んでもらった	339人	28%
あまり読んでもらわなかった	85人	7%
読んでもらわなかった	70人	6%
覚えていない	148人	12%

【5】学校の図書室を利用しますか？（本を借りる、本を読む、調べ学習を行うなど）

「利用する」と答えた児童生徒が30%（R5：38%、R4：34%）、「あまり利用しない」が28%（R5：22%、R4：22%）、「よく利用する」と答えた児童生徒が23%（R5：28%、R4：30%）、「利用しない」が19%（R5：12%、R4：14%）でした。



【小学校】



【中学校】

- 1. よく利用する
- 2. 利用する
- 3. あまり利用しない
- 4. 利用しない

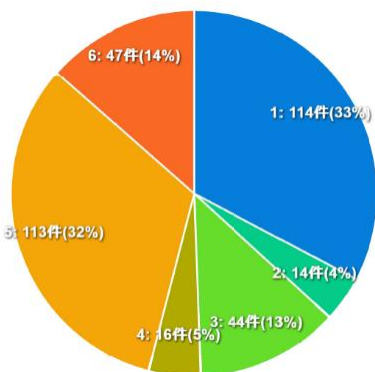
回答数	小学校		中学校		合計	
よく利用する	382人	32%	37人	6%	419人	23%
利用する	469人	39%	72人	12%	541人	30%
あまり利用しない	283人	24%	222人	36%	505人	28%
利用しない	65人	5%	293人	47%	358人	19%

【6】「あまり利用しない」「利用しない」と答えた人は理由を教えてください。

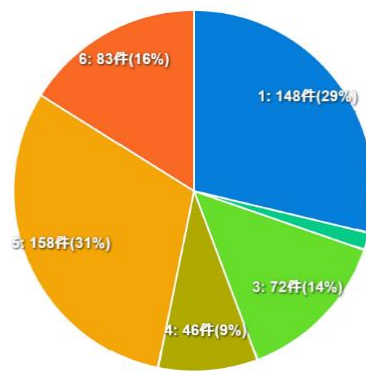
※当てはまるもの全てを選んでください。

その他を除くと、小学校で最も多い理由は「図書室に行くより外で遊ぶことが好きだから」、次が「読みたい本がないから」で、中学校で最も多い理由も「図書室に行くより外で遊ぶことが好きだから」、次が「読みたい本がないから」という結果でした。

小学校、中学校ともに「読みたい本がないから」という理由が上位であることから、児童生徒の読みたい本の調査を行うなど、引き続きニーズに合わせた図書購入が課題の一つであるといえます。



【小学校】

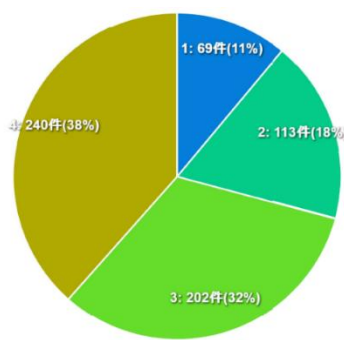
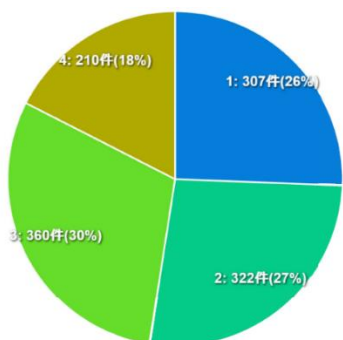


【中学校】

- 1. 読みたい本がないから
- 2. 本が古いから
- 3. 本を読むのが好きではないから
- 4. 図書室が遠いから
- 5. 図書室に行くより外で遊ぶことが好きだから
- 6. その他

【7】町の図書館を利用しますか？（本を借りる、電子図書を利用する、本を読む、学習を行うなど）

「あまり利用しない」と答えた児童生徒が31%（R5：31%、R4：32%）、「利用しない」が25%（R5：23%、R4：26%）、「利用する」が、24%（R5：20%、R4：23%）、「よく利用する」が20%（R5：21%、R4：19%）でした。

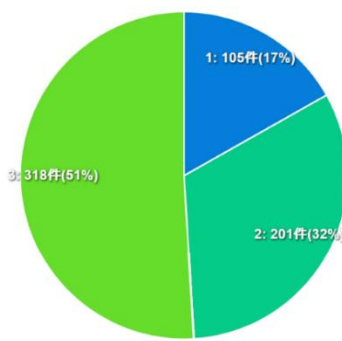
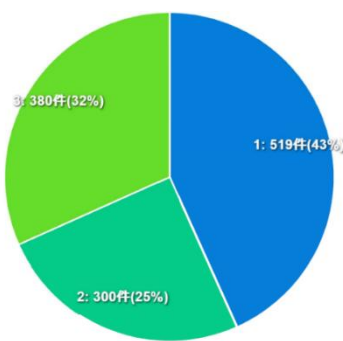


- 1. よく利用する
- 2. 利用する
- 3. あまり利用しない
- 4. 利用しない

回答数 1,823人	小学校		中学校		合計	
よく利用する	307人	26%	69人	11%	376人	20%
利用する	322人	27%	113人	18%	435人	24%
あまり利用しない	360人	30%	202人	32%	562人	31%
利用しない	210人	18%	240人	38%	450人	25%

【8】高根沢町の家読（うちどく）おすすめ本を読んだことがありますか？

おすすめ本を読んだことが「ある」と答えた児童生徒が34%、「ない」が27%、「家読おすすめ本を知らない」が38%でした。



- 1. ある
- 2. ない
- 3. 家読おすすめ本を知らない

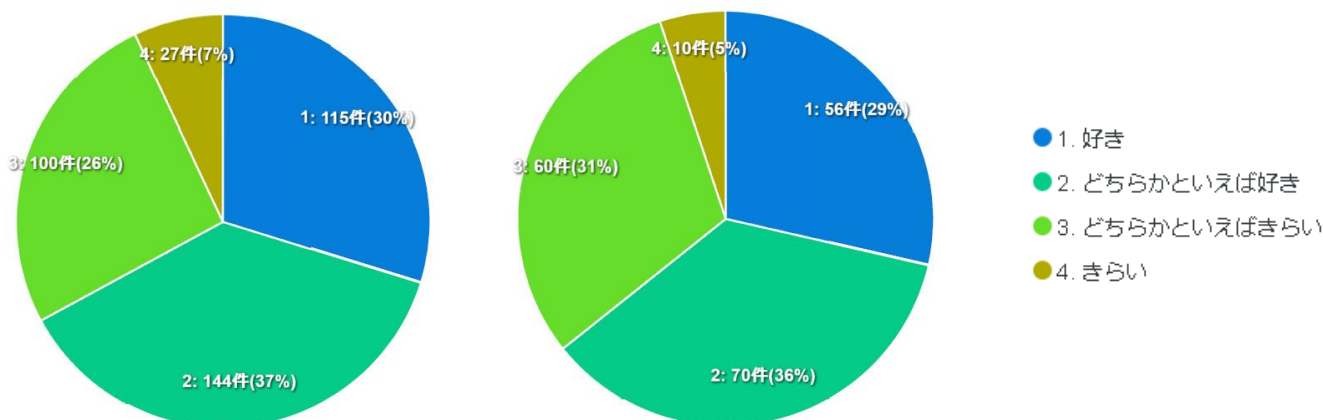
回答数 1,823人	小学校		中学校		合計	
ある	519人	43%	105人	17%	624人	34%
ない	300人	25%	201人	32%	501人	27%
家読おすすめ本を知らない	380人	32%	318人	51%	698人	38%

※令和4年10月に『高根沢版家読おすすめ本リーフレット』を町図書館と生涯学習課で連携して作成し、町内の小中学校の児童生徒数分配付しました。さらに、令和6年度には家読本の種類を追加した資料を町内児童生徒数分配付しました。また、図書館と学校で協力し、このリーフレットを活用した読書イベントも開催しました。町全体で読書活動推進の取り組みが実施されました。

保護者アンケート

【1】本を読むことが好きですか？（まんがや雑誌を除く。電子書籍含む。）

本を読むことが「どちらかといえば好き」と答えた保護者が37%（R5：36%、R4：41%）、
「好き」が29%（R5：34%、R4：29%）、「どちらかといえば嫌い」が28%（R5：25%、
R4：26%）、「嫌い」が6%（R5：6%、R4：5%）となっています。



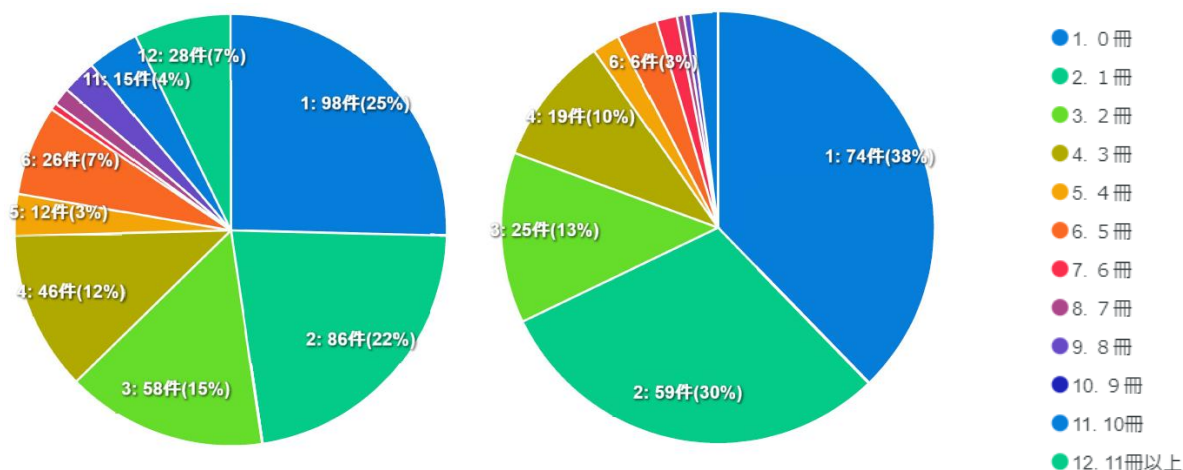
【小学校保護者】

【中学校保護者】

回答数	小学校保護者		中学校保護者		合計	
好き	115人	30%	56人	29%	171人	29%
どちらかといえば好き	144人	37%	70人	36%	214人	37%
どちらかといえば嫌い	100人	26%	60人	31%	160人	28%
嫌い	27人	7%	10人	5%	37人	6%

【2】最近1か月でどのくらい本を読みましたか？（まんがや雑誌を除く。電子書籍含む。）

1か月の保護者の読書量としては、「1～2冊」が39%（R5：42%、R4：42%）と最も多く、
次いで「0冊」の30%（R5：29%、R4：34%）、「3～4冊」の14%（R5：12%、R
4：13%）、「5～7冊」の7%（R5：8%、R4：6%）、「8～10冊」の5%（R5：6%、R
4：5%）、「11冊以上」の5%（R5：3%、R4：0.6%）となっています。



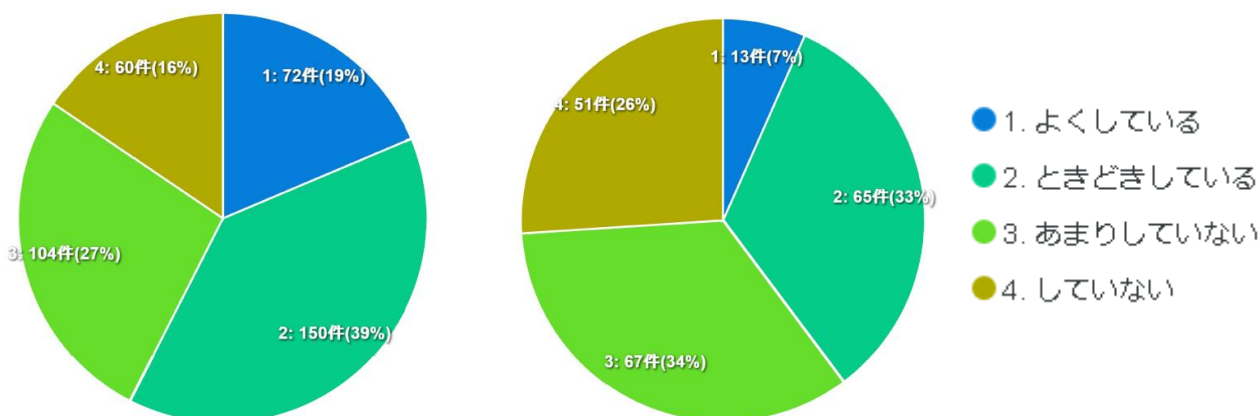
【小学校保護者】

【中学校保護者】

回答数 582人	小学校保護者		中学校保護者		合計	
0冊	98人	25%	74人	38%	172人	30%
1～2冊	144人	37%	84人	43%	228人	39%
3～4冊	58人	15%	23人	12%	81人	14%
5～7冊	33人	9%	10人	5%	43人	7%
8～10冊	25人	6%	5人	3%	30人	5%
11冊以上	28人	7%	0人	0%	28人	5%

【3】お子さんに絵本や本の読み聞かせをしたり、本について話をしたりすることはありますか？

家での読み聞かせについて、「ときどきしている（していた）」が37%（R5：38%、R4：41%）で最も多く、次いで「あまりしていない（していなかった）」が29%（R5：29%、R4：31%）、「していない（していなかった）」が19%（R5：16%、R4：16%）、「よくしている（していた）」は15%（R5：13%、R4：13%）となっています。



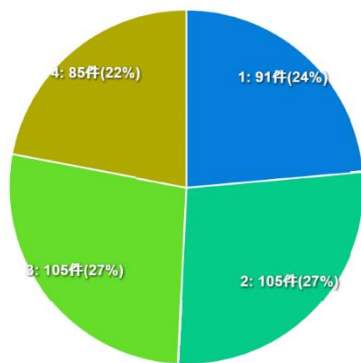
【小学校保護者】

【中学校保護者】

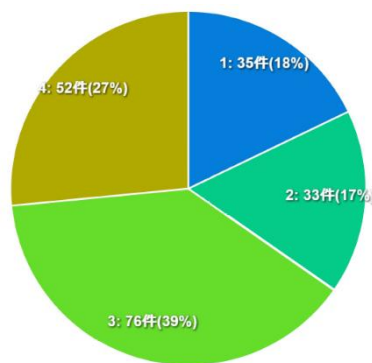
回答数 582人	小学校		中学校		合計	
よくしている（していた）	72人	19%	13人	7%	85人	15%
ときどきしている （していた）	150人	39%	65人	33%	215人	37%
あまりしていない （していなかった）	104人	27%	67人	34%	171人	29%
していない （していなかった）	60人	16%	51人	26%	111人	19%

【4】町の図書館を利用しますか？

「あまり利用しない」と答えた保護者が31%（R5：30%、R4：30%）、「利用する」が24%（R5：26%、R4：26%）、「利用しない」が23%（R5：23%、R4：23%）、「よく利用する」が22%（R5：20%、R4：20%）でした。



【小学校保護者】



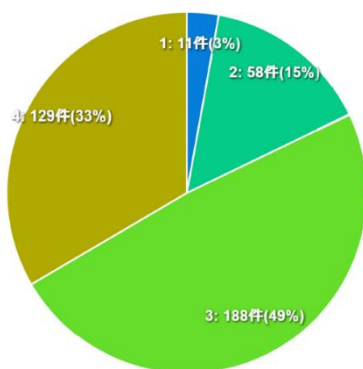
【中学校保護者】

- 1. よく利用する
- 2. 利用する
- 3. あまり利用しない
- 4. 利用しない

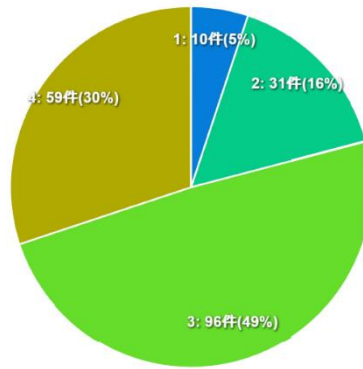
回答数 582人	小学校		中学校		合計	
よく利用する	91人	24%	35人	18%	126人	22%
利用する	105人	27%	33人	17%	138人	24%
あまり利用しない	105人	27%	76人	39%	181人	31%
利用しない	85人	22%	52人	27%	137人	23%

【5】読み聞かせボランティア等の活動について、協力したいと思いますか？

読み聞かせボランティア等の活動について、「協力したいができない」が最も多く49%（R5：50%、R4：50%）で全体の半分の割合となっています。次いで「ボランティアの活動状況がよく分からない」が32%（R5：32%、R4：30%）、「機会があれば協力したい」が15%（R5：14%、R4：16%）、「すでに協力している」が4%（R5：4%、R4：5%）となっています。



【小学校保護者】



【中学校保護者】

- 1. すでに協力している
- 2. 機会があれば協力したい
- 3. 協力したいができない
- 4. 読み聞かせボランティアの活動状況がよく分からない

回答数 582人	小学校		中学校		合計	
すでに協力している	11人	3%	10人	5%	21人	4%
機会があれば協力したい	58人	15%	31人	16%	89人	15%
協力したいができない	188人	49%	96人	49%	284人	49%
ボランティアの活動状況がよく分からない	129人	33%	59人	30%	188人	32%



高根沢町元気あっぷ計画

(高根沢町生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画)

令和8年3月



発行 高根沢町
編集 高根沢町教育委員会事務局生涯学習課
〒329-1217 栃木県塩谷郡高根沢町大字太田746番地3
電話 028-675-3175 ファックス 028-675-3173